

居延漢簡の集成三

——地灣（ウラン・ドルベルジン）、博羅松治（ボロ・ツォンチ）、瓦因托尼（ワイン・トレイ）、大灣（タラリンジン・ドルベルジン）出土簡——

永田英正

はじめに

一 地灣（ウラン・ドルベルジン）出土簡

(一) 帳簿表題類

(二) 帳簿本文類

二 博羅松治（ボロ・ツォンチ）出土簡

(一) 帳簿表題類

(二) 帳簿本文類

三 瓦因托尼（ワイン・トレイ）出土簡

(一) 帳簿表題類

(二) 帳簿本文類

四 大灣（タラリンジン・ドルベルジン）出土簡

(一) 帳簿表題類

(二) 帳簿本文類

むすび

はじめに

一九七四年に「居延漢簡の集成一、二」を發表して破城子（ム・ドルベルジン）出土の木簡を整理した。⁽¹⁾ そのとき將來、邊境における木簡の發見は増加するだろうと私見を述べておいたが、はたして一九七二年から七四年にかけて居延のエチナ河流域において漢代遺址の考古調査ならびに發掘が行われ、その結果七三年と七四年の二年間に、およそ二萬枚にちかい漢代木簡が發見されるにいたった。

この新出の居延漢簡については、一九七六年一月から七七年一月にかけて第二次中國研究者訪中團の一員として訪中した際に、考古研究所の夏鼐先生から話を聞き、興奮を禁じ得なかったが、七八年三月にいたり「文物」一九七八年第一期の誌上で、その概略に接することができた。

「文物」一九七八年第一期の甘肅居延考古隊の「居延漢代遺址的發掘和新出土的簡冊文物」によると、一九七二年の秋にエチナ河沿いに南は金塔双城子から北は居延海（ガシュンノール、ソゴノール）にいたるまで流域調査が行われ、一九七三年、七四年の夏と秋に破城子など三か所の漢代遺址の發掘が行われた。また一九七六年の夏と秋には布肯托尼（ブケン・トレイ）以北の地の調査が行われたとのことであるが、今回の報告は破城子など三か所の漢代遺址の發掘結果の紹介が中心である。

第一の發掘場所である破城子は甲渠候官のおかれていたところで、カラホトの西方約二〇キロメートル、イケン河の西岸に位置し、一九三〇年から三一年の西北科學考查團の調査ではA8の番號があたえられた場所である。當時およそ五二〇〇枚の木簡が發見されたが、今回あらたに整理済みのもの六八六五枚のほか未整理のもの約一〇〇枚に近い木簡が發見されている。

第二の發掘場所は破城子の南五、三キロメートルのイケン河西岸の保都格地方で、漢代では甲渠候官所轄の第四隊のおかれていたところである。西北科學考查團の調査ではP1の番號があたえられ、當時は僅かに木簡一枚が發見されたに過ぎなかったが、今回は一九五枚の木簡が發見されている。

第三の發掘場所は金塔縣天倉の北方二五キロメートルのエチナ河の東岸に位置するところで、漢代の肩水金關がおかれていたところである。西北科學考查團の調査ではA32の番號がつけられ、その當

時は八五〇餘枚の木簡が發見されていたが、今回の發掘では未整理のもの一四二六枚を含めて一萬一五七七枚の木簡が發見された。

以上、今回新發見の居延漢簡は合計一萬九六三七枚にのぼっている。舊來の居延漢簡に對して實に一・八倍、約二倍に近い大量の木簡が新たに發見されたわけで、その結果、居延漢簡は新舊あわせて三萬枚を上まわることになったのである。

これら新發見の居延漢簡はその數量からしても注目すべき内容のものが多く含まれていることはいうまでもないが、その中には冊書の形をとどめているもの、あるいは冊書に復原可能なものがある。あるようであり、今後多くの點で興味ある事實が明らかにされるものと期待される。また以前に集成を試みた破城子についても言及すべき點が少なくないが、ここでは一つだけ觸れておきたい。

かつて陳夢家氏は、ベリイマン氏の破城子における四つの發掘地區のうち、第一と第二發掘地區は甲渠候官の遺址であるが第三と第四發掘地區は居延都尉府の遺址だと推測したの⁽²⁾に對し、拙稿でこれを批判し、破城子の第三、第四地區も甲渠候官の遺址で、破城子には居延都尉府は設けられていなかったことを反論した。⁽³⁾ところが今回の中國の發掘で、ベリイマン氏の第三、第四發掘地區にあたる場内の第二二號房屋（文書收藏庫と考えられている）で「建武三年十二月候粟君所責寇恩事」と記された楊一枚のほか總數三五枚からなる冊書が發見された。内容は甲渠候（甲渠候官の長）の粟君は民の寇恩が負債を返済しない旨を訴えたが、取調べの結果では、粟君の

誣告であるかが判明し、かえって栗君は「政不直者法」をもって罪を問われることになった一連の文書である。先ず第一簡から第二〇簡までは、建武三年十二月三日における居延縣都鄉嗇夫宮が寇恩を訊問した際の口述記録であり、第二一簡から第二八簡までは同月十六日に宮が寇恩を再度訊問した際の口述記録がつづき、第二九簡には「●右爰書（以上は口述記録）」と記した一簡があつて口述記録をしめくくる。そして以下第三〇簡から第三三簡までは取調べに當つた都鄉嗇夫宮から居延縣に對する同月十九日付の報告書であり、ついで最後の第三四、第三五簡は右の都鄉嗇夫の報告をうけて居延縣令と丞の連名で、同月二十七日付で甲渠候官に對して通達した文書である。すなわち

34 十二月己卯居延令 守丞勝移甲渠候官候□責男子寇恩□鄉

□辭爰書自證寫移書到□□□□辭爰書自證

35 須以政不直者法亟報如律令 掾黨守令史賞

この「候栗君所責寇恩事」なる冊書は當時の裁判の具體的な手續を知る上で貴重な資料であるが、同時に甲渠候官の所在地を確かめる上でも重要である。すなわち第三四、第三五簡で明らかになように、この冊書は居延縣から甲渠候官に送られてきたものであり、しかもそれが破城子の塙内（ペリイマン氏の第三、第四發掘地區）の文書收藏庫と考えられる場所から發見されたことは、この地が甲渠候官の遺址であつたことを證明するものである。⁽⁴⁾破城子の遺址の規模とともに、この地が甲渠候官の遺址であつたことが確定できたことは、

今回の中國の發掘の一つの大きな收穫であつたといえるであらう。これら新發見の居延漢簡については、いずれ將來圖版冊の公刊をまつて考察することにし、本稿では先の破城子出土簡につづいて地灣、博羅松治、瓦因托尼、大灣の四地域出土の舊居延漢簡について主として帳簿類の集成を試みることにする。

なお本簡の集成に當つては、先に破城子出土簡で試みた分類に従つて整理し、破城子にみられないタイプの木簡は關係の項の後に適宜に項目を加えて整理した。念のために破城子で試みた分類を示せば、およそ次のとおりである。

I 吏卒見在員

イ 「吏卒名籍」

a 官職名、本籍地、爵、姓名、年令の記載のあるもの

b 官職名と姓名だけのもの

c 隊長の名簿

d 隊卒の名簿

e 吏卒の總數を記したもの

f 勤務場所に居る（見）か居ない（不在）かを記したもの

ロ 「病卒名籍」

II 縫隙勤務

イ 「作簿」

a 同一部署における戍卒全員の同一日の作業記録

b 戍卒個人の毎日の作業記録

ロ 「日迹簿」

- a 隊單位の一月の日迹の記録
- b 吏個人の一月の日迹の記録

ハ 「郵書」

- a 南書（南行文書）の遞傳の記録
- b 北書（北行文書）の遞傳の記録

ニ 「舉書」

III 器物

イ 「守御器簿」

- a （候官など當該官における）備品支給の記録
 - b （候官など當該官における）備品支給表
 - c （候官など當該官における）備品支給の總計ならびに在庫數を記したもの
 - d 各候隊の備品ならびにその破損狀況を記したもの
 - e 一種類の器物についての破損狀況を記したもの
 - f 單に器物名と數量を記したもの
 - g 備品の整備狀況を査閲した記録
- ロ 「戌卒被（兵）簿」ほか
- a 戌卒個人の衣服の内譯を記したもの
 - b 戌卒個人の衣服の受領を記したもの
 - c 戌卒個人の所持する兵器などの内譯を記したもの
 - d 病死した戌卒の所持品を記したもの

IV 見錢出納

イ 「錢出入簿」

- a 入錢、受錢の記録
- b 出錢して物品を購入した記録
- c 一箇中に支拂った金額と購入物品をまとめて記したもの
- d 物品名と數量および値段を記したもの
- e 隊長および戌卒の見錢受取りかと考えられる見錢の總額および餘錢の總額を記したもの
- g 「錢出入簿」の斷簡

ロ 「吏受奉名籍」

- a 個人別に官職名と姓名と一月の俸錢の金額を記したもの
- b 俸錢を支給した記録
- c 俸錢の受取り
- d 未拂の俸錢を後日支給した記録
- e 未拂の俸錢の受取り
- f 俸錢の總額および餘錢を記したもの

V 食糧

イ 「穀出入簿」

- a 入穀、受穀の記録
- b 出穀の記録
- c 穀物の餘りを記したもの
- d 「穀出入簿」の斷簡

ロ 「吏卒稟名籍」

a 食糧の配給を受ける者の名簿で、候單位にまとめられたもの

b 食糧の配給を受ける者の名簿で、隊單位および個人のもの

c 食糧を受取った記録で、部署單位でまとめられたもの

d 個人別の食糧の受取り

ハ 「卒家屬稟名籍」

a 成卒の家族構成員についてそれぞれの用穀量を記し、下段に「・凡用穀」として總量を記したもの

b 成卒の家族構成員それぞれの用穀量を缺き、下段に「見署用穀」として總量を記したもの

ニ 食糧關係その他

a 食鹽の支給を記したもの

b その他の食糧關係の斷簡

VI その他

イ 文書發信の記録（發信日簿）

ロ 文書受信の記録（受信日簿）

ハ 候官へ出頭の記録（詣官簿）

a 出頭の月日と時刻をつづけて記したもの

b 出頭の月日と時刻を特に下段に記したもの

ニ 秋射の個人別の成績記録（秋射賜勞名籍、秋射奪勞名籍）

ホ 敘任、昇任の記録（除書）

a 「年月日に除せらる」とあるもの

b 「某に代る」とあるもの

へ 債務者個人について債權者の姓名、品物、數量、金額を記したもの（貰買名籍、負債名籍）

ト 吏卒の家族構成や財産を記したもの

チ 牛馬關係のもの

a 馬籍すなわち馬の登録簿

b 馬錢を記したもの

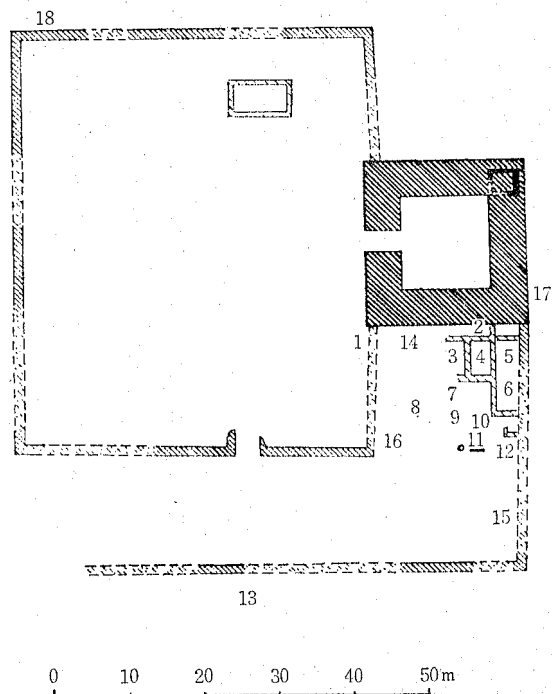
c 牛馬の食糧としての麥その他の出納を記したもの

リ その他不明のもの

以上である。

一 地灣（ウラン・ドルベルジン）出土簡

地灣は今回再調査された金關の南數キロメートルのところにあり、かつて西北科學考察團の調査ではA33の番號があたえられたところである。一八の發掘地區のうち、木簡の大部分は、第四、第二、第三發掘地區に集中し、全體としておよそ二〇〇〇枚の木簡が発見された（挿圖1を参照）。その中に多數の「肩水候官」と記された封檢（文書の封筒）が含まれているところから、この地は肩水候官の遺址だと推定されている。⁽⁵⁾



挿圖1 地灣(A33)遺址平面圖(ソマーstroウムによる)
1~18は發掘地區

ところで一九五九年に出版された『居延漢簡甲編』によると、居延漢簡の上番號(出土地番號)のうち七、一〇、一四、二〇、二九、三二、四三、五〇、五四、六九、九七、一一六、一二七、一二八、一九、一二二、一二六、一三一、一四一、一八三、二二三、二二二、二五〇、二六八、二八四、二八八、三三四、三三六、三三七、三四〇、三四六、三八七、四〇三、四三三、五六〇、五六二、五六四の計37の上番號をもつものを地灣出土簡としている。しかし陳夢家氏の「漢簡考述」(考古學報一九六三一一)によると、この地灣出土簡の中には金關出土簡が混入しているというのであり、しかもそれが地灣でどれが金關かは、今日までなお明らかにされていない。したがって地灣出土簡については改めて上番號を検討しなおす必要がある。そこで地灣簡の上番號を検出する當面の方法としては、(1)陳夢家氏の「漢簡考述」の中で明確に地灣出土として引用しているもの、(2)ソマーstroウム氏の報告書⁽⁶⁾の中で地灣出土とするもの、(3)として(1)および(2)のグループの木簡と綴合する他の木簡、のそれぞれについて上番號を検出することである。その結果

(1)では五、七、一〇、一一、一三、一四、二〇、

二九、三一、三六、四一、五三、五四、七四、九七、一〇九、
一一六、一二六、一三一、一七九、一八三、一九九、二〇七、
二一三、二二一、二二八、二三六、二三七、二三九、二四二、
二五〇、二五三、二五五、二六三、二七四、二八〇、二八四、
二九九、三二四、三三一、三三六、三三七、三三九、三四六、
三五〇、四〇三、四〇七、四三三、五三六、五三九、五五八、
五六二

(2)では六九、一〇〇、一二五、一三四、一三八、一六四、一六五、

*一八三、一九七、一九九、二〇〇、二〇五、二〇七、二五二、

*二六三、三三二、三三九、三三三、三三七、三四三、三五三

(*印は(1)と重複)

(3)では八〇、一二四、一四六、二二六、二六八、三〇〇、三〇六、
三三五、三四一、三四九、三八七、五六四、五六五

の上番號を検出することができた。もちろんこのほかにも地灣出土
簡はあるはずであり、またこの中に地灣以外のものがあるいは含ま
れているかもしれないが、いちおう(1)(2)(3)に示した上番號をもつ木
簡を地灣出土簡として集成することにする。

(一) 帳簿表題類

A 表 紙

I 吏卒見在員

イ 「吏卒名簿」

1 元康元年九月吏卒名籍

□ 二六・三 圖三 甲七七

III 器 物

イ 「守御器簿」

1 ● 肩水候官元康四年十月守御器簿

□ 二六・二 圖三 甲七三

IV 見 錢 出 納

イ 「錢出入簿」

1 肩水候官元康二年七月糞賣貲錢出

□ 二五・三 圖六 甲三三

V 食 糧

ロ 「吏卒稟名籍」

B 表紙以外のもの

- 1 ●肩水候官元康元年五月郭卒稟名籍 ☒ (二九・二 圖四〇 甲六三)
2 肩水候官地節三年十月以來盡四年十(七七?)月吏卒稟食名 ☒
三・一 圖九 甲二九

a 楊

- 3 中部地節五年四月稟名籍 ☒ 三三・三 圖六 甲二三元
4 ☒ 稟名籍 ☒ 二五・三 圖七 甲六九
5 ☒ 食麥簿 ☒ 一三・五 A 圖四三

- 1 肩水候官元康四年十二月四時雜簿 五・一 圖三 甲元
2 ○元康三年十月盡四年
九戌卒簿 五・二四 圖三 甲四三

VI その他

- 3 肩水候……間置際卒作簿 三六・四 圖三 甲二六〇
4 地節四年三月
卒兵舉 (裏面同) 二六・三六 圖五 甲七〇A B

- 1 ●肩水候官本始二年七月 ☒ 九七・三 圖一九 甲五五
2 ●肩水候官本始二年八月 ☒ 四〇七・三 圖五五
3 ●肩水候官建昭三年正月 ☒ 三・一七 圖四 甲三三
4 ●肩水候官甘露三年十月盡四年九月 ☒ 二五〇・二 圖七 甲二三三
5 ●南部地節四年七月盡九月 ☒ 三三・九 圖二六 甲二二三
6 ●建始二年八月右前候長候史 ☒ ☒ 三三・二四 圖四 甲七三三
7 ●右前候史小完部元康 ☒ 二八・七 圖四
8 ●元康二年二月北部候 ☒ 三三・二 圖六 甲二三六
9 元康二年三月乘胡縣長張常年亭卒不貫買名籍 ☒
五四・二五 圖四六

a' 檢

- 10 ●効狀 一八・五 圖一六 甲一〇三四
11 ☒ 責券簿 ☒ 二四・三 圖三

- 1 肩水候官 際長狀 ☒ 二七四・三六 圖五七
2 肩水候官 病書 ☒ 二八〇・二五 圖五七
3 ☒ 候官 迹候簿 ☒ 三六・一六 圖三 甲一三四
第六
迹候簿 ☒

- 4 建昭二年吏奉賦名籍 三六・一 圖四三 甲三六四A
 - 5 肩水候官 粟名籍 五・一六 圖三
 - 6 肩水候官地節四年計餘兵穀財物簿毋餘貽毋餘菱 二四・一
- 圖四三、四四

b 「●右」類

- 1 ●右樂昌際卒二人 三九・一六 圖四 甲一七五五
- 2 ●右□卒二三人 四三・四 圖八
- 3 ●右第一車十人 二九・九 圖六〇
- 4 ●右比二千石百一十一人 三・三〇 圖六 甲三〇
- 5 ●右安樂際 二七・一七 圖九四 甲六九
- 6 ●右安竟際 三三・三 圖六 甲一三四
- 7 ●右戌卒張固辭 一四・一七 圖五八
- 8 ●右二月吏三人 三〇・三 圖五〇
- 9 ●右甘露元年 一四・三 圖五
- 10 ●右視事書 三六・二 圖四 甲一九三
- 11 ●右授補令史除視事 三六・五 圖六 甲一三九
- 12 ●右少除 一三・七 圖三 甲七三
- 13 ●右舉 五三・八 圖八 甲三六四
- 14 ●右居延三事 一〇・一五 圖三 甲七四
- 15 ●右裔 三九・五 圖五八
- 16 ●右二□直 一三・六 圖四〇

- 17 ●右□ 三六・一 圖五七

c 「●凡」類

- 1 ●凡積作爲人二百卅五人 六四・三 圖六 甲一五五
- 2 □凡出錢百卅七萬三千 一四・三 圖三六
- 3 ●凡吏八十一人 用穀百七十石 三六・一五 圖七 甲八七
- 4 ●凡吏卒 三三・七 圖四三
- 5 ●取凡吏卒廿人用穀卅石 三三・六 圖五 甲一七三
- 6 ●取凡三百廿四 三二・一八 圖五八

(二) 帳簿本文類

I 吏卒見在員

イ 「吏卒名籍」

a

- 1 第六際長氏池長樂里徐更申 二五・四 圖六 甲一三〇
- 2 肩水候官乘山際長公乘 三九・八 圖四九
- 3 廣谷際長樂得宋賞 三六・三 圖九
- 4 辟非際長樂得張猛 三二・一六 圖四 甲一五五
- 5 氏池騎士富昌里司兆子 三六・二 圖一 甲三六七

- 6 氏池騎士富昌里鄭已 ☐ 五三・三 圖六 甲三三
7 氏池騎士安漢里解它 ☐ 五三・四 圖三
8 氏池騎士武定里杜延年 ☐ 五三・三 圖六 甲三三
9 氏池騎士三樂里宋慶 ☐ 一四六・三六二四七・五 圖九 甲三三
10 氏池騎士 ☐ 里 ☐ ☐ 二五・三 圖三 甲二三
11 氏池騎士宜昌里趙 ☐ 五五・九 圖二 甲三三
12 獬得騎士武安里王賞 ☐ 五三・三 圖六 甲三六
13 獬得騎士敬老里張德 ☐ 五四・九 圖四 甲三九
14 獬得騎士敬老里成功彭祖 屬左部司馬宜後曲千人尊 ☐ 五四・六 圖一 甲三九
15 獬得騎士池第 ☐ 二六・九 圖四九
16 昭武騎士宜義里高明 ☐ 五四・三 圖四 甲三八
17 昭武騎士宜衆里孫偃 ☐ 三七・四 圖三 甲一九
18 顯美騎士並廷里輔憲十四 ☐ 五三・三二五四・二四 圖八
19 戌卒趙國邯鄲縣蒲里董平 ☐ 三六・一 圖八
20 戌卒趙國邯鄲縣里公乘 ☐ 三六・五 圖八 甲一七
21 戌卒東郡畔東成里公乘 ☐ 一四・三 圖五
22 ☐ 戌卒東郡清 ☐ 二六・三 圖五七
23 戌卒濟陶〔陰〕郡 ☐ 二六・一七 圖七
24 戌卒濟陰郡 ☐ 二四・三 圖六
25 戌卒淮陰郡 ☐ 三九・六 圖四三
26 戌卒淮陽郡 ☐ 三九・二 圖八 甲七
27 戌卒東 ☐ 二四・三 圖五三
28 入戌卒汝南郡西華邑南安里 ☐ 三六・四 圖九
29 戌卒庸昭武安漢 ☐ 一四・三 圖九 甲七
30 ☐ 道際戌卒淮陽 ☐ 二六・五 圖五
31 田卒 ☐ 國庚耳里張般 ☐ 五五・五 圖五
32 施刑士左馮翊帶羽掖落里上 ☐ 三七・八 圖八 甲一七
33 獬得武安里黃壽年六十五 ☐ 二四・三 圖七
34 獬得加德里李憲 ☐ 五四・三 圖四 甲三九
35 獬得定安里王舫 ☐ 五四・一六 圖二 甲三七
36 獬得都里徐戎年卅六 ☐ 五三・五 圖一 甲三三
37 固始梁里何捐 ☐ 三三・六 圖六 甲二六
38 ☐ 桓里高星 ☐ 二六・一八 圖五七
39 ☐ 第 ☐ 年十八 ☐ 三七・三 圖三
40 ☐ 定陶候里 ☐ 三九・七 圖五七
41 戌卒鉅鹿郡廣阿里螢里呂孺 本始五年正月…… 二六・元
42 昌邑東郡 ☐ 中里宋當時二百一十七 ☐ 二九・九二九・三
b
1 肩水候官令史安 ☐ 二六・三 圖六 甲三四
2 收降隰長孫玄 ☐ 二三・三 圖七

3 奉□隲長田立□ 一三・一六 圖二 甲三九

4 □□隲長朱□ 一三・元 圖四三

5 執胡隲卒朱未央 □ 三六・一九 圖四

6 始安卒彭立 □ 一四・四 圖五

7 □□茲隲戊卒李緒□ 三三・二 圖五五

8 □□臨渠隲卒張□ 三六・二 圖五三

e

1 戊卒二人 □ 三九・三 圖四一 甲一七九
凡吏卒三人

f

1 水門隲長饒得市陽里王常賢 今重在肩水 □ 五三・三

圖六 甲三七三

2 置佐奈威 寧 五・四 圖六 甲六一

g

1 □年廿八 庸同縣千乘里公士高祁年卅一 七・一四 圖五

2 □里杜買得年廿三庸北里吉□ 三三・三 圖六 甲二四五

a の5と18は騎士の名籍である。漢代、義務として兵役に服するばあいに、土地の事情により材官（歩兵）、騎士（騎兵）、樓船（水兵）などの軍隊に編入させられた。宋の錢文子の『補漢兵志』によると、おおむね金城、天水、隴西、安定、北地、河東、上黨、上郡

など山西省、陝西省、甘肅省などの北方、西北方の諸郡の出身者が多く騎士となるという。騎士に關係のある木簡は地灣出土のほかは大灣出土簡の中にもみられるが、その出身地をみるとほとんど張掖郡にかざられており、錢氏の説を裏づけている。またaの32の施刑は同じく『補漢兵志』にみえる弛刑で、内地における實刑を免除される代りに兵役に服するものである。ローウェ氏は先の騎士の名籍をUD3として分類し、兵士に對する物資や裝備などを支給するためのふだであるとしている。「吏卒名籍」のうちa、bに分類した中には、たとえばⅢロの「戍卒被（兵）簿」その他の簿録のものが含まれているかもしれない。

gは雇傭者の名籍である。大灣出土簡の中にも見える。

II 燧隲勤務

イ 「作簿」

a

1 □□□……

趙□創工 □一人治殿
□□□創工

五・二B 圖三

甲三六B

2 □其十七人養

△・二〇 圖四六

ロ 「日迹簿」

- 1 a ☒ 出入迹 ☒ 三・三 圖四三

ハ「郵書」

- 1 b 檄二封其一張 ☒ 二七・四 圖五五
書一封張掖太 ☒
2 ☒ 書一封張掖太守章詣 ☒ 二九・一七 圖四七

ニ「舉書」

- 1 樂昌縣長已戊申日西中時受並山縣塙上表再通夜人定時荳火三通
己酉日西 ☒ 三三・五 圖五五 甲一七五
2 臨莫縣長留人戊申日西中時受 ☒ 虜縣塙上表再通 ☒ 塙上荳火三通
☒ 二六・四二・五六・四 圖三三 甲七九
3 塙上旁蓬一通同時付並山丙申日入時 ☒ 三九・二 圖六六 甲一七〇
4 ☒ 午日下舖時受居延蓬一通夜食時塙上荳火一通居延荳火
三三・三 圖二五 甲一六五
5 到北界舉塙上旁蓬一通夜塙上 ☒ 三・二 圖元 甲一六
6 ☒ 旁蓬一通夜食時 ☒ 三九・一四 圖六六 甲一七七
7 ☒ 檄塙上旁蓬一通 ☒ 三九・七 圖六六 甲一七三
8 ☒ 火一通人定時受塙上荳火一通 三九・元二・五六・三 圖六六 甲一七一

- 9 本始二年五月戊子日入時 ☒ 三六・四 圖三三 甲三三
ニは、ローウニ氏の分類ではUD7にまとめられている。

III 器 物

イ「守御器簿」

- 1 a ☒ 糸絃四 元鳳三年四月辛卯朔甲辰肩水塞尉將來受 ☒
弩一六石案絃一 三六・九 圖三四 甲三七〇

a'

- 1 入囊矢百 ☒ 四三・一四 圖四
2 入幅十一 ☒ 長絃五 凡十一 ☒ 三五・元 圖六
3 ☒ 弓一矢十二 有傳 四三・三 圖六二

c

- 1 二月餘陷堅莫矢銅鏃四百六十七 毋出 ☒ 一九・三 圖二六
甲三七
2 ☒ 今餘陷堅莫矢二千四百 ☒ 七・二四 圖一
3 毋出入 ☒ 一三・一 圖五七
4 毋出入 ☒ 七・三 圖五五

d

- 1 夷胡餘七石具弩
傷二無一深二處一頭
可繕今力三石卅六斤
六兩元康三
乙卯餘
三三・一 圖四 甲一七六
- 2 延三札不事用 弩幅
蘭負索一幣
一緣幣 長辟二長不具弩
三六・三 圖七
- 3 粟矢二百一 三石具弩三
三石承弩二 三三・三 圖元 甲二三
- 4 二羽幣 三三・三 圖元
羽服廣
- 5 繩不事用已 毋弩羽衣
三三・二 圖四 甲七四〇
- 6 革鞬替四一 完 三三・八 圖元 甲二三
- 7 矢二完 七・四 圖五五
- e
- 1 第六除六石具弩二 三三・三 圖五五
- 2 官第一六石具弩一今力四石卅三斤射百八十五步完
三三・一〇 圖四 甲二六七
- 3 官六石第一弩今力四石卅斤傷兩游可繕治 三三・二 圖三
甲二六
- 4 陷堅重矢二百完 一〇・五 圖三 甲六
- 5 曲旃紺胡各一完 三三・一六 圖六 甲三七
- 6 鞬替十二條毋組・十一空毋韋絞・毋緯毋四縹 一四・三

圖元 甲一七

- 7 六石弩一傷洞中一 三三・一 圖五
- 8 六石弩一約起可用 三三・三 圖六 甲四三
- 9 革甲廿 完 一四・三 圖六 甲三六
- 10 陷堅重矢百完 一三・一〇 圖元 甲二三
- 11 具弩一完 三三・九 圖三 甲一七五
- 12 傷二洞破弭 五・六 圖三 甲六
- 13 粟矢五十其十六不 三三・五 圖五五
- 14 守候史病三石弩一完 五五・二 圖五一
- f
- 1 具弩二矢六十支 三三・三 圖一六 甲一五七
- 2 六石具弩二 三三・四 圖一六 甲一六
- 3 革甲十五 一三・四 圖一六 甲一〇三
- 4 緹紺胡二 一〇・九 圖三 甲六
- 5 遂比一具 三三・二〇 圖元 甲三〇
- 6 服四 七・二六 圖三 甲七
- 7 石大黃具弩十四 三三・二 圖八
- 8 匹弓一矢五十 三三・三 圖八
- 9 堆戶扁一 一三・一〇 圖五

a'は候官に納入された備品の簿録と考えられる。なおdの中には
III cの斷簡が混じっているかもしれない。

六石具弩
一
稟矢五十
一
□
七・二四

1 執胡隄戍卒長壽里張敬 衣一綳一履絛 ☒ 四・一六 圖六

四一六圖二六

2 ☒ 三官裘一袴一閣 ☒ 一哭・三圖五

3
 繪二

 二三・九
 圖五四九

4

 領領
 二九九・二四
 圖四一七

5




































































6
☒ 襲八千四百領
 綑八千四百領
 ● 右六月甲辰遣同□□□
 常緯萬六千八百
 四・二七 圖三四

甲二九四

1

☒

☐練布
☐複複
☐袍袍
☐領領

☐十月
☐辛辛
☐酉酉
☐自自
取取

菓犬
履糸
二二
兩兩

☐襖其
☐十月一
辛自
酉取
取

三三・一九 圖五六〇

2
☒ 取
☐ 履一兩
☐ 布一兩
☒ 絨一兩
 二六・三
 圖五七

1 戊卒東郡東阿北平里拜薪異衆 乙 三石承弩一
斬一

圖八 甲三七〇

2
成卒淮陽郡陳□□上里□□
圖三 甲亥
六石具弩
囊矢五十
七・二四

3 驛北亭卒東郡博平□里皇隨來
有方一 斬干□各一
三石承弩一 革甲鞬各一
弩幢一

一四・二 圖三 甲三

4
第廿五車父平陵里平益川
官具弩十
承弩二
有方三
龜天三百五十
新番
紺胡
發
弩幢九
承弦十四
私劔八
蘭十
蘭皮十
服七十

10・三七 圖七〇 甲九四

5



蠶矢銅鏃
蠶矢千二百



一〇九・一〇 圖五六

6



































7   軺車一乗用馬  三五・三四 圖二九 甲一七六

8 ☒ 承弦二 ☐ ☐ ☐ 寅矢百五十 ☐ ☐ ☐ ☐ 蘭一 ☐ 帽一 服 ☒ 三三・一 圖三

甲 137

9
  各一
 鞞各一

 三
 •
 三
 圖

10



承弦六
承弦三

革甲鞞



三三・七

圖三七

甲一七〇B

11

☒	☐	☐	彙矢
彙矢	二百	☐	☐
☒			☒

三三・三三 圖五〇

12
石具駕一
蘭
三四・三五
圖五四八

彙矢百

蘭服各二

哀弦四

弩帽二

藁矢百

三九・二〇 圖六 甲一七四

- 14 ☒ 三石承弩一子 ☒ 三九・六 圖五〇
- 15 ☒ 宋長弦一 ☒ 二三・五 圖二六 甲二七九
- 16 ☒ 寅矢百五十 ☒ 一三・七 圖四三
- 17 ☒ ☒ 官弩 ☒ 三二・五 圖四二
- 18 京兆尹長安棘里任 ☒ 方弩一矢廿四劍一 ☒ 牛車一兩挾持庫丞印
封辟 二〇・四 圖八 甲一五〇六
- 19 京兆尹長安南里張延年 劍一 ☒ 三〇・八 圖八 甲一五〇〇
- 20 ☒ 楊橫 劍一刀一 ☒ 三六・六 圖三 甲一三三三
- 21 ☒ 馬一匹弓一矢五十劍一 ☒ 四七・三 圖四六
- 22 ☒ 持有方一劍一 乙 七・五 圖六 甲六〇
- 23 ☒ 弩一矢廿 輜車一乘馬二匹 三・六 圖三六 甲一三六六
- 24 ☒ 輜車一乘馬 ☒ 三二・三 圖五三
- 25 ☒ 馬鞍一具 ☒ 三三〇・元 圖元 甲一七九〇
- 26 大奴未央 牛車 ☒ 二四・三 圖五五五
- 27 ☒ 牛車一兩 ☒ 三六・三 A 圖四六 甲一六九 A
- c 18 および 18 以下の中のあるものは開門出入の際の記録かもしれない。IV のルに入れるべきものがあるかもしれない。なお c の中には III d の断簡が混じっているかもしれない。

IV 見 錢 出 納

イ 「錢出入簿」

- a
- 1 入秋賦錢千二百 元鳳三年九月乙卯 ☒ 三〇・二五 圖一八
甲一五二五
- 2 入錢九百五十一 五月 ☒ ☒ ☒ ☒ 受尉史徐 ☒ 二四・九
圖七
- 3 入五月司御錢千五百 其六十四 ☒ 五九・元 圖四
- 4 入還到錢千一百一十四 以給 ☒ ☒ 三七・三 圖七
- 5 入錢二百 ☒ 月辛酉 ☒ ☒ 八〇・一八〇・五 圖四八
- 6 入錢百六十 ☒ 二七・二 圖五五
- 7 入賣 ☒ 錢百八十 ☒ 一四・七 圖五五
- b
- 1 出錢三千 七月丁巳令史臨付士「吏」 ☒ 三〇〇・二二五〇・三
二五〇・二七 圖五四
- 2 出錢六百 其六百壬寅付侯長宜 八月己丑……候長王 ☒
一四一・三六八・八 圖五〇
- 3 出錢二千 十 ☒ ☒ 三〇・元 圖四七
- 4 出錢千二百 付 ☒ ☒ 三〇〇・四 圖五五
- 5 出錢千二百 ☒ 土 ☒ ☒ 三三・一〇 圖六

6	出錢七百八十	已	三六・三	圖五七
7	出錢七十		三〇・一	圖五四
8	出錢三百	三百	三五・五	圖五〇
9	出錢千八百		三五・九	圖三一 甲三〇
10	出錢千八		四三・二	圖五八
11	出錢七百八十		一與・五	圖五七
12	出錢六百		三六・一六	圖五九
13	出錢六百		三〇・一四	圖五四〇
14	出錢二百八十五		三五・三	圖五四〇
15	出錢百		一四・二	圖五八
16	出錢六百	一	三〇・六	圖五九
17	出錢百一十		三三・一七	圖五八
18	出錢三		三六・六	圖五七
19	出錢千二百		三九・四	圖五八
20	八月甲子買赤白繪蕉一完		三六・三	圖七
21	三月乙卯尉鳳付		三六・三	圖七
22	三月丁酉買牛肉十斤		三三・六	圖七
23	二月壬戌買	五十斤	三七・六	圖五七
24	二月壬子置佐遷市薑二斤		三〇・八	圖五〇
25	七月丙子買大		三九・六	圖四
26	七月壬戌買		三〇・五	圖五〇
27	五月壬子買		一與・一〇	圖五八
28	佐博受	買酒二石	三七・九	圖二 甲三五
29	七月丁丑佐博		三七・六	圖五六
30	積一月廿七日運麥就直		三〇・三	圖三
31	就錢二百冊出		二六・六	圖四九
1	黍米二斗	直錢卅	三・七	圖三 甲三六
2	直廿五		一〇・一五	圖五六
3	故漆履一兩直		一〇・三	圖四七
4	銅銚一直五十		一〇・三	圖四七
5	一兩直六百八十		三六・二	圖五九
6	縹一直八百	白練一直千四百	練一匹直	
	素丈六尺直二百六十八	帛二丈五尺直五百		
	三六・六	圖七		
1	二萬二千一十四	其五千一百六十	三百	萬口千七百口用
2	閏月餘錢千四百八十		五五・九	圖五六
3	今餘二千四百廿		三九・七	圖五六

g

1 ☐ 二百廿八
☐ 萬二千三百四
☐ 萬二千三百四
☐ 直萬二千三百四
☐ 直二萬四千二百
河平五年正辛亥屬閏立等五家共爲廣地候官
不寧者 ☐ 共爲異己之立等五家使庫 ☐

元・一〇 圖六〇

2 ☐ 李子表六百p
私誼六百p
宋長伯六百p
六百p

2' ☐ 山孝君百
☐ 張二百六十p
君四百
(裏面) 二四・九 圖四六、四七 甲一五七A B

3 ☐ ☐ ☐ ☐
共得千七百四 ☐ 一七・四〇 圖五五

4 ☐ 二千〇〇
絛一兩 校餘錢八百其三三百小錢 二四・八 圖九 甲四三

5 ☐ 錢二千〇〇 ☐ 月…… ☐ 左取 二四・三 圖七

6 ☐ 錢三百 ☐ 三三・五 圖五二

bの30にみえる就直、および31にみえる就錢は、雇傭した際の賃金である。

ロ 「吏受奉名籍」

a

1 當谷際長卜疆六百 ☐ ☐ ☐ 二六・五 圖四一 甲一三五五

2 齋夫宋湯九百 ☐ 四七・六 圖四二 甲一八元

b

1 出賦錢六百 ☐ 四三・九 圖八
出以給萬世際長孫奴三月奉

2 出賦錢六百 元 ☐ 四三・八 圖八 甲一八六
出以給廣谷際長安世元康三年三月奉

3 出錢二千四百 給當井際長 ☐ 三三・七 圖二二 圖二〇

4 出錢六百 給始安際長成 ☐ 三三・一五 圖二二 甲七七

5 ☐ 百八十 給關佐邦 ☐ 二六・二四 圖四〇 甲六五七

6 ☐ 千二百 給塞 ☐ 三〇・九 圖五五

7 ☐ 給土吏際長十一人七月奉錢 ☐ 二五・一五 圖一

c

1 始安際長臨國 受奉 ☐ 三九・一六 圖二〇

2 ☐ 親十一月奉 金城際長魯猛取p 三九・三 圖九

3 ☐ 金城際長魯猛取p 一四・四 圖九一 甲八三

4 ☐ 四月甲子卒馬國取乙 一〇・二四 圖三三 甲九

5 ☐ 正月壬戌候史陳承苞自取 二四・六 圖三〇 甲一五元

6 ☐ 二月壬子 ☐ 三三・三〇 圖五七

d

1 ☐ 已賦畢 ☐ 三三・四 圖五〇

e

1 肩水破胡縣長饒得成漢里朱千秋
地節二年七月乙酉除
未得地節
已得錢
凡得
三六・四・圖七

2 書佐郭外人
元鳳二年十月庚申除
一六・一六・圖四八

3 ☒ 里那種已
凡并直千
已得都內
三九・一五・圖三九

4 ☒ 未得三年四
已得賦錢千二百
四〇・二・圖四〇

5 東望際長卜益壽已得
二八・六・圖四四 甲六九五

f

1 ☒ 居攝元年七月・凡奉三千九百八十
三六・三〇・三・四・圖九一

甲三六

2 ☒
元始五年九月吏奉賦錢百
未得五年十二月十二日以來
元始五年十二月丙戌令史武
二八・一六・圖六六 甲一五〇三

3 ☒ 元年九月積十二月奉用錢七千二百
五六・三・圖四四 甲三九五

4 ☒ 月盡五月積二月奉用錢千二
四三・九・圖八

5 ☒ 十月盡十二月奉 卅
五六・三・圖四一 甲三六六

6 ☒ 元始五年九月吏奉賦錢不到
未得五年十一月廿六日以來奉
己受
三・一九・圖六六 甲三七六

7 ☒ 奉錢二百
五八・八・圖三三 甲四七

8 ☒ 年五月奉
三六・二・圖五七

9 ☒ 神爵三年閏月丙申
閏月積四月奉
三三・六・圖四四 甲六六三

V 食 糧

イ 「穀出入簿」

a

1 入粟二石五斗
三五・四・圖五〇

2 入
〇〇〇〇十四石
〇〇〇〇六石
三六・一八・二六・三・圖六六 甲一四〇〇

3 饒得常樂里王禹
尉將 車二兩麥五十
三三・五・圖三五

b

1 出麥一石九斗三升少
以食庠充際卒田事世九月食
一〇・三

圖三 甲五

2 出麥二石
以食夷胡卒徐德十一月
圖元 甲二六 一三・三

圖元 甲二六

3 出麥二石
以粟水門卒王縹五月食
二五・一〇・二六・一四

圖三

4 出麥一石九斗三升少
以食始安際
圖四 甲一〇三六 一六・九

圖四 甲一〇三六

5 出麥二石
以食當井際卒
三三・一七・圖三三 甲一七三

6 出麥二石
以粟水門卒田安年八月
三七・五・圖二二

甲一三三

- 7 出麥八石 稟如意際卒□充等四人四月食 一〇・三六 圖三九
- 8 出麥二石 以□ 二六・二四 圖四〇一
- 9 出麥五升 稟夷胡際長王勤五日食□□□□□ 三三・三三 圖四二
- 10 □麥二石 以食安樂際成卒陳廣五月食 □ 三三・二四
- 圖四 甲二七三
- 11 出橫麥二石六斗 以稟乘胡際卒□ 三三・六六 圖五二
- 12 出橫麥二石六斗 □出 以稟□ 三七・三三 圖七
- 13 出米三斗六升 二月三日食輔平司馬 □□子四人再食用入 正月四時 三三・二A 圖六二 甲二四四A
- 14 出粟□□ 稟□□□□ 七四・三三 圖四三
- 15 出麥二斗七升 □ 三三・二二 圖五五
- 16 出麥一石八斗 □ 五四・一八 圖四三
- 17 出麥一石二斗八月丙申 □ 二六・一八B 圖七 甲三九B
- 18 出麥二石 □ 二六・一七 圖四〇一
- 19 出麥二石 □ 二六・三三 圖四〇二
- 20 出麥一石九斗□□ 三三・二五 圖五五〇
- 21 出麥二石 □ 三三・二〇 圖五五九
- 22 出麥二石 □ 二八・二二 圖九四 甲六三
- 23 出麥二石 □ 三三・六六 圖五五九
- 24 出麥二石 □ 五五・二四 圖五五六
- 25 出麥二石八斗六升大 □ 四三・三〇 圖五八
- 26 出橫麥二石□□ 一四六・三五 圖五八
- 27 出粟六升 □ 七・二五 圖三 甲六
- 28 出粟二石 □ 三三・〇五 圖五五九
- 29 出粟三石六斗□ 一〇〇・三〇 圖四〇 甲二七
- 30 出粟一石九斗□□□ 二五・二三 圖五六〇
- 31 出穀□□□□三升少 □ 一四六・六四 圖五六
- 32 出穀七□ 二三・三三A 圖五〇一
- 33 出米二斗四□ 一四六・六三 圖五七
- 34 出白米八升 □ 三三・〇八 圖五 甲二七七
- 35 □黃米一石以付從君舍□ 二六・三三 圖四九
- 36 □少 稟臨□ 二五・一九 圖五六〇
- 37 □ 以食安竟際卒郭不信五月食 卒楊甲取 二四・二二
- 38 □ 以食並山際卒北宮□二月食 □ 三六・五五 圖四三
- 甲二七九
- 39 □ 以食窮寇際卒黃毋傷閏月食 □ 三三・三四 圖五五 甲一七〇
- 40 □ 以食成卒射安國等□ 七・七七 圖三 甲六四
- 41 □ 以食胡池際卒夏□ 三三・二〇 圖八
- 42 □ 以食窮寇際卒王廣十一月食 □ 三三・七七 圖三 甲一四六
- 43 □ 以食□卒宋充七月食 □ 三三・六六 圖六
- 44 □ 食第十一卒叔毋畏等八人十月食 四一・九 圖六 甲二六

- 45 ☒ 食北山際卒 ☒ 三六・三 圖五〇
- 46 ☒ 石 以稟 ☒ 竟際戌卒關遂四月食 ☒ 三五・三 圖六
- 47 ☒ 以稟夷胡際卒田充 ☒ 二六・五 圖四〇
- 48 ☒ 以稟夷胡際卒 ☒ 一四・三 圖三六
- 49 ☒ 以稟望城際卒 ☒ 三〇・二 圖三一 甲三三
- 50 ☒ 稟驪喜際長丹 ☒ 十二月食 三・三 圖六二 甲三六六
- 51 ☒ 稟疆漢際長朱雲四月食 ☒ 三三・三 圖〇 甲三三
- 52 ☒ 稟施刑 ☒ 三七・三 圖三一 甲二七
- 53 ☒ 稟際長孫良十月 ☒ 三〇・一七二〇・九 圖四六
- 54 ☒ 給候史隗仁四月盡 ☒ 四七・三 圖四 甲八三
- 55 ☒ 賢等二人八月食 ☒ 二九・三 圖五七
- 56 ☒ 鄣卒朱望三月食 ☒ 二六・二 圖六 甲二六
- 57 ☒ 執適際卒駒充五月食 ☒ 三五・一五 圖六 甲二二
- 58 ☒ 卒田口已五月食 ☒ 二六・三 圖四六
- 59 ☒ 毋害五月食 ☒ 二七・三 圖九四 甲七
- 60 ☒ 卒王良六月食 ☒ 三五・三 圖五 甲二六
- 61 ☒ 人正月食 ☒ 二九・三 圖四七
- 62 ☒ 人十二月食 ☒ 三六・元 圖五八
- 63 ☒ 五月食 五・七 圖六 甲四〇
- 64 ☒ 十二月食 ☒ 一〇〇・元 A 圖五二
- 65 ☒ 月食 乙 三三・九 圖五九
- 66 ☒ 月食 卩 ☒ 三六・一六 圖五九

67 ☒ 月食 ☒

一五・三 圖五〇

68 四月十三日乙亥

乙亥出麥一石二斗又一石〇口
丙子出麥八斗共十九
丁丑出麥石二斗共廿五
戊寅出麥石二斗共廿五
己卯出麥石二斗共廿一
庚辰出麥石二斗共廿一
辛巳出麥石二斗共廿一
壬午出麥石二斗共廿一
癸未出麥石二斗共廿一
甲申出麥石二斗共廿一
乙酉出麥石二斗共廿一
丙戌出麥石二斗共廿一
丁亥出麥石二斗共廿一
戊子出麥石二斗共廿一
己丑出麥石二斗共廿一
庚寅出麥石二斗共廿一
辛卯出麥石二斗共廿一

c

1 元年六月餘積麥六百黍十九 ☒ 一〇〇・九 圖四〇 甲五七

2 ☒ 八月戊戌餘米 ☒ 三三・三 圖五〇

3 ☒ 凡 ☒ 九石五斗 其六石三斗二升 ☒ 二四・二四 圖五九

4 ☒ 大 其七石石 廿三石三斗三升大麥 ☒ 三三・三 圖五一

5 ☒ 六石少十石 ☒

d

1 麥三百七十六石 ☒ 一〇〇・八 圖五五

2 ☒ 麥十三石三斗三升少 ☒ 五九・六 圖四四 甲三三

3 百七十四 積麥六十四石 三六・五二 三三・元 圖五七

- 4 ☒ 穀三十一斛二斗 ☒ 100・五 圖四七
 - 5 ☒ ☒ ☒ 穀二百九十…… ☒ 三六・四六 圖五七
 - 6 ☒ 穀二斛 ☒ 元九・三〇 圖四七
 - 7 ☒ 五百石 ☒ 三七・六 圖五七
 - 8 ☒ 三石七斗九升 ☒ 七四・一 圖五五
 - 9 ☒ 六斗六升大 ☒ 二六・二四 圖四九
- b 戊卒に對する食糧の支給のうち、ローウェ氏は麥の支給を中心に集成し、UD 4として収録している。

ロ 「吏卒稟名籍」

b

- 1 ☒ 用穀十六石 ☒ 四三・二四 圖五八
- 2 ☒ 盡五月用穀大 ☒ 一四・四三 圖五八

d

- 1 累南尹安漢九月食三石三斗 ☒ 五三・元 圖六 甲三六

ニ 食糧關係その他

a

- 1 出鹽三升 ☒ 二六・九 圖五七

b

- 1 出豚一 ☒ ☒ ☒ ☒ 三九・一〇 圖四九
- 2 入狗一枚 元康四年二月己未朔己巳佐建受右前部禁姦卒充輸子元受致書在子元所 ☒ 五・三 圖六 甲六
- 3 入小畜雞一雞子五枚 元康四年二月己未朔己巳佐建受左後部如意際長奉親卒外人輸子元受 一〇・三 圖九 甲五
- 4 ☒ ☒ 羊三十頭不出 右第三車 三・三 圖六 甲四七

VI その他

イ

- 1 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ 進候史 ☒ 完軍際長綜勝之移府 ●二事一封 一五・八 圖三 甲一〇一
- 2 ☒ 凡言府一事 ☒ 三・三 圖二九 甲四七
- 3 ☒ 買 十月癸未佐宗封 五・二 圖五五
- 4 ☒ 十二月 ☒ ☒ 尉史同奏封 三六・三 圖五二
- 5 ☒ ☒ 史偃 ☒ 封 二六・一〇 圖五七

ホ

a

- 1 襄澤際長昭武宜衆里閭樂成 本始三年九月辛酉除 一〇・三

圖七 甲九

2 水門際長屋蘭富貴里尹野 本始二年七月癸酉除 見

一四・三三 圖九 甲二〇

3 塞長程永年卅五更始二年七月甲申除 二・三三

圖三 甲二〇

4 水門際長張掖下都里公乘江陵客年卅 建始三年……

六四・三三 圖七

5 乘王弘年廿八 五鳳元年十二月丁酉除 就還

五四・二四 圖六

6 建平二年七月癸卯除 三六・三三 圖九 甲一五

7 年十一月癸未除 一四六・一五 圖五

8 年八月戊寅除 見 二六・一四二二六・四三 圖五七

9 見 七・三三 圖六

10 見 一三・一〇 圖一〇

11 見 二七・三三 圖五

12 見 五三・九 圖四九

13 官大夫年廿四姓夏氏故民地節三年十一月中除爲 一〇・一〇

圖三 甲七

b

1 獬得定國里簪褭王遣年廿 今除肩水當井際長代便 一八・六

圖七 甲一〇

2 里孫賜 今肩水廣地令史代勤 二八・三三 圖七

3 士吏李猛 今 三〇・三六 圖六

4 顯美傳舍斗食畜夫尊君里公乘謝橫 中功一勞二歲二月 今肩水

候官士吏代鄭昌成 一〇・一七 圖三 甲六

5 今徒補襄澤際長代田延年 二六・六 圖六

6 徒補缺 二六・三三 圖六

7 史代王官 二七・一五 圖五 甲六

8 長代成廣漢 三九・三三 圖六 甲一五

人

1 水門際卒蘇當時 負百六十九 三六・一 圖四 甲一五

2 乘胡際卒王羊子 不貰買 四四・三三 圖六

3 故候史獬得市陽里軍始成貰買執胡際卒 二七・三三 圖五

4 貰買皐練複袍一領直錢二千五百今子算 六・一 圖三

子

a

1 驛馬驛一匹 上上上上上上上 一〇・一八 圖九

甲六

2 羊馬一匹 二六・三三 圖四

圖七 甲一〇

- c
- 1 入焚百五十束 ☐ ☐ 二六・七 圖六八
 - 2 出焚千五百束 十一月 ☐ 三三・一〇 || 三三・二 圖四三
 - 3 出焚二百束 ☐ 三三・五 圖二六 甲二八〇
 - 4 出焚二百束 ☐ 三三・三 圖二四 甲一七五
 - 5 出焚十五束 ☐ 三三・七 圖二一 甲一七三
 - 6 ☐ 榜糧二石 ☐ 三三・三 圖二六

又

- a
- 1 肩水候官並山縣長公乘司馬成中勞二歲八月十四日能書會計治官民頗知律令武年卅二歲長七尺五寸儼得成漢里家去官六百里 三・七 圖元 甲二四
 - 2 肩水候官執胡縣長公大夫累路人中勞三歲一月能書會計治官民頗知律令文年卅七歲長七尺五寸氏池宜藥里家去官六百五十里 三・四 圖八 甲一〇五
 - 3 ☐ 部候長公乘蓬士長富中勞二歲六月五日能書會計治官民頗知律令文年卅七長七尺六寸 ☐ 五二・二 圖元 甲三五九

- b
- 1 張掖屬國司馬趙榮功一勞三歲十月廿六日 漁陽守部司馬宋宣 ☐ 五・八 圖六

- 2 ☐ 都尉丞何望功一勞二歲一月十日北地北部都候杜且功一勞三歲 ☐ 三六・三 || 三六・三 圖九
 - 3 ☐ ☐ 歲六月廿七日 西河北部都尉董永勞二歲五月三日 ☐ 四・一〇 圖四 甲三〇一
 - 4 ☐ 十一月五日 長信少府丞王涉勞一歲九月七日 ☐ ☐ 四・三 圖九 甲三五五
 - 5 ☐ 九日 信都相長史吳 ☐ 功一勞三歲六日 ☐ 五・七 圖九 甲三九
 - 6 ☐ 勞二歲八月廿日 ☐ ☐ 一〇・三 圖四〇 甲五七
 - 7 ☐ 日 ☐ 水 ☐ 李函勞二歲五月二日 三・一 圖九一 甲七五
 - 8 ☐ 府丞侯霸功二勞 ☐ 歲六月廿八日 ☐ 三三・四 || 三三・五 圖五 甲一三五
 - 9 ☐ ☐ ☐ 勞三歲一月 ☐ 三三・六 圖九 甲二三三
 - 10 ☐ 候官受降長縣二歲一月 ☐ 三三・二 圖八 甲三〇
- 漢代の官吏には功すなわち手がらと、勞すなわち勤務日数が計算され、この功と勞とによって昇進が行われた。⁽¹⁾ 又はそうした吏の功勞を記したものである。aは上から官職名、爵位、姓名と功勞の數を書き、ついで「能書會計、治官民頗知律令」とあり、その下に「武」(武吏)、「文」(文吏)の別を明記し、さらに年齢、身長、住所、候官と家との距離が記載されている。bは官職名と姓名につづけて單に功勞の數だけを記したものである。いずれも功勞を記した簿、すなわち「伐閼簿」の簿録と考えられる。ローウェ氏はaのタ

イプをUD2、bのタイプをUDIに収録している。

なおaのタイプは破城子出土簡の中にもあり、ここにそれを補っておく。

- 1 張掖居延甲渠塞有秩士吏公乘段尊中勞一歲八月廿日能書會計治官民頗知律令文…… 五・六 圖二五七
- 2 候官寇虜餘長饗裏單玄中功五勞三月能書會計治官民頗知律令文年卅歲長七尺五寸應令居延中官里家去官七十五里 屬居延部 五・二二 圖二五八

ル

- 1 戌卒東郡畔戌里斬龜 坐夏四月中不審日行道到屋蘭界中與戌卒函何傷右手指二所・地節三年八月己酉械繫 陽異言聞以劍擊 二二・六 圖二五九 甲二五
- 2 戌卒東郡□里函何陽 坐嗣以劍擊傷戌卒同部縣戌里斬龜右眼一所 地節三年八月辛卯械繫 二二・一八 圖二六〇 甲六〇
- 3 □甲 坐君行塞弩五關□觸緩這車 二〇・一五 圖二六一
- 4 □ 坐去署飲□ 二二・三七 圖二六二
- 5 坐候史南行塞弩二□肩候□□……部□調少…… 坐卒史奉光行塞弩三□肩候…… 二二・三三 圖二六一

罪狀と處罰を記したものである。1と2はセットになるものである。

ヲ

a

- 1 書佐忠時年廿六長七尺三寸黑色 牛一車無 第三百九十八出 三〇・三 圖二八 甲二五五
- 2 奉明善居里公乘丘誼年六十九 居延丞付方相車一乘 用馬一匹辟牡齒七歲高六尺 閏月庚戌□ 三・五 圖二八 甲二六六
- 3 □……里上造史則年廿五長七尺二寸黑色 爲蘭少翁將軍 二四・二二 圖二八
- 4 □□□東□里上造王福年六十長七尺二寸黑色 □ 一四・二三 圖一 甲二二六
- 5 □都里不更司馬奉德年廿長七尺三寸黑色 □ 三六・三 圖二九 甲二九四
- 6 □□□里□郎年十六長六尺三寸□□□ 五・一九 圖三〇
- 7 □安國年卅長七尺二寸黑色 □ 一六・一九 圖三一 甲七〇
- 8 □侍郎年十六長六尺 □ 七・二七 圖三二
- 9 □一長七尺五寸黑色 □ 四〇・一五 圖三三
- 10 □八長七尺 □ 三六・一五 圖三四
- 11 □尺二寸黑色 □ 三六・一七 圖三五
- 12 □二寸黑色 □ 三三・二 圖三六
- 13 □二寸黑色 □ 二六・元 圖三七
- 14 □牛二頭 二月甲戌南入 □ 四・六 圖三八 甲三八
- 15 □六尺 二月丁丑南入 □ 三六・三 圖三九

- 16 ☒ 月己亥出 ☒ 一六・四 圖三六
- 17 ☒ 戊北齋夫欽出 二六・二 圖〇 甲六〇
- 18 ☒ 並 到酒泉庾還詣府 ☒ 三六・三 圖一 甲一七四

1 永光四年正月己酉
 妻大女昭武萬歲里孫弟卿年廿一
 子小女王年三歲
 弟小女耳年九歲
 皆黑色
 三・一 圖〇

2 永光四年正月己酉
 妻大女昭武萬歲里口口年卅一
 子大男輔年十九歲
 子小男廣宗年十二歲
 子小女足年九歲
 輔妻南來年十五歲
 皆黑色
 三・二 圖〇 甲三八

ヲは關門出入の際の記録で、おそらく肩水金關で記録されたものと考えられる。aの様式のものとは地灣のほかには大灣出土簡の中にもみられるが、その記載様式は一般に住所の郡國縣里名、爵位、姓名、年齢、身長のほか、所持品のうちでも特に牛馬、車輛、武器などの數を記し、下段に「某月某日出」とか「某月某日入」として關門を通過した月日を記入している。年齢の下に「黑色」と記されているのは、おそらく髪か眼もしくは皮膚の色を指すものと思われる。漢民族と異民族とを區別したものであろうか。ローウェ氏はaをUD 5に分類する。bは符、すなわち通行證とも考えられるが、これは通行證そのものではなく、やはり關門において特に符を所持して通過したものを確認した記録と思われる。⁽¹²⁾

VII 附 錄

イ

1 元康二年正月辛未朔癸酉都鄉齋夫
 當以令取傳謁移過所縣道河 ☒
 正月癸酉居延令勝之丞延年
 印曰居延令印 (裏面) 三三・六二三・四 圖六、七
 甲二七AB

2 道鳴河里陵廣地爲家私市張掖酒泉衆口行食……
☒ 門亭鄣河津金關毋苛止錄復使敢言之
 如律令 / 據不害令史應 四月甲戌入 三・三 圖四
 甲二五

3 ☒ 仁自言爲家私市張 ☒ 二・六 圖〇

4 ☒ 酒泉中持牛車二兩謹案市人苟毋獄徵事 ☒ 三三・一七 圖六
 甲二五

附錄には、帳簿ではないが各出土地で特色のある様式の木簡を採録した。イは旅行者の身分證明書で策とよばれるものである。なお策には公用旅行者用と私用旅行者用の二種類があるが、ここにあげたものはいずれも私用旅行者用のものである。⁽¹³⁾

二 博羅松治(ボロ・ツオンチ)出土簡

A 表紙

博羅松治はカラ・ホトの東南およそ三〇キロメートルのところに

IV 見錢出納

あり、西北科學考古團の調査ではP9の番號がつけられたところである。當時の發掘地區は二八か所におよんでいるが、全部で幾枚の木簡が発見されたのか、その數は不明である。⁽¹⁴⁾ 勞翰氏⁽¹⁵⁾ がい、この地は居延都尉府に屬する卅井候官がおかれた場所だと推定されている。

ロ 「吏受奉名籍」

1 ☒ 元始二年正月受吏奉名籍

☒ 四六・三 圖五九

(二) 帳簿本文類

ソマーストロウム氏の報告書および封檢によって確認される博羅松治出土簡の上番號は、次のとおりである。

II 縫隙勤務

三五五、三五六、三五九、三六〇、三六一、三六三、三六四、三六六、三六七、三六八、三六九、三七三、三七四、三七五、三七六、三七七、三七八、三七九、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八六、三八八、三八九、三九〇、三九一、三九七、三九八、三九九、四〇〇、四〇一、四〇二、四〇四、四〇六、四〇九、四一

ハ 「郵書」

四、四一六、四一七、四二二、四二二、四二三、四二五、四二六、四二七、四三四、四三六、四四一、四四三、四四四、四四五、四

1 ☒ 卒放夜食界中卅九里 ☒ 四六・一 圖二六

ニ 「舉書」

四六、四五三、四五八、四六〇、四六五、四七〇、四七一。

ただ博羅松治のばあい、著録されている木簡は極めて少ない。⁽¹⁶⁾

1 ☒ 二十日晦日舉塲上一荳火一通過 ☒ 三十井際 ☒ 四六・六

圖三

(一) 帳簿表題類

III 器物

イ「守御器簿」

f

- 1 糸承弦八 ☐ 四六・七A 圖五
- 2 ☒ 六石以下弩凡十六 四四・五 圖二六
- 3 海東凡六石十二 ☐ 五石弩三 四四・六 圖二三
三石弩一

ロ「戌卒被（兵）簿」ほか

- 1 ☒ 赦充弩故力三石今力三石一 ☐ 四四・四 圖二三

V 食糧

イ「穀出入簿」

b

- 1 出粟二石 ☐ 四四・一六 圖四
- ハ「卒家屬稟名籍」

居延漢簡の集成三

- 1 ☒ 母大女次二石一斗 ☐ 妻大女再思 ☐ 四四・元 圖四六

VI その他

ハ

- 1 遮要候長上官客召詣官三月己卯平旦入 ☐ 四六・二 圖四三

チ

c

- 1 孫卿食馬稟計 月晦日食口二斗
月二日食粟二斗
三日食二斗
四日二斗
七月廿三日食馬二斗 四四・一A 圖五

三 瓦因托尼（ワイン・トレイ）出土簡

瓦因托尼はカラ・ホトの北東およそ三〇キロメートルのところに位置し、西北科学考察團の調査ではA10の番號がつけられた遺址である。ここは勞榦氏らしい殄北候官がおかれていた場所ではないかと推定されていたが、その後陳夢家氏は通澤第二亭、殄北第二縣のあった場所だと推定した。⁽¹⁷⁾ 目下のところ、この遺址がいかなる名稱

の縫隙であつたかを知る確たる證據を木簡の記事の中から見出すことはできないが、後にあげるように、この場所で通澤第二亭關係の大量の木簡が発見されていることからして、いちおう陳氏の説に従いたい。一九三〇年から三一年の時點では、二か所でおよそ三〇〇枚の木簡が発見されている。瓦因托尼出土の木簡の上番號は、次のとおりである。

八八、一四八、二七三、二七五、二七八、三〇八、四八八、五三
四、五五五、五五七、五六三。

帳簿表題類

A 表紙

V 食糧

イ 「穀出入簿」「食簿」

- 1 通澤第二亭正月食簿 三七・七 圖四九 甲一四六
 - 2 通澤第二亭五月食簿 一四・四 圖三九 甲八四一
 - 3 通澤第二亭七月食簿 二七・三 圖三九 甲一四六
 - 4 通澤第二亭七月食簿 三六・九 圖三九 甲一六二
- 通澤第二亭の「食簿」すなわち食糧としての穀出入簿の表紙であ

る。瓦因托尼出土の木簡のうち帳簿類は、ほとんどこの第二亭關係の食簿でしめられている。なおこの食簿については、かつて森鹿三氏によって集成が試みられており、またローウェ氏はW2として一括して取扱っている。

B 表紙以外のもの

b 「●右」類

- 1 ●右五人施刑卒士 三六・九 三六・五 圖九一 甲一六六
- 2 右第二亭二月食簿 二七・四 圖三九 甲一四七
- 3 右第二亭三月食簿 二七・三 圖三九 甲一四六
- 4 右第二亭四月食簿 一四・三 圖四七 甲八三
- 5 右第二亭六月食簿 三三・三 圖四〇
- 6 右第二亭六月食簿 一四・三 圖五五 甲一四六
- 7 右第二亭 四六・二 圖四九 甲一四三
- 8 月食簿 一四・六 圖四七
- 9 食簿 三三・三 圖三七 甲三〇五

c 「●凡」類

- 1 ●凡十月出穀小石八十四石 六・四 圖三三 甲三〇
- 2 ●凡六月出穀卅七石三 五五・三 圖四四 甲三三
- 3 凡出穀大石九石 其一石五斗麥七石五斗麩 今六月簿母餘

六・三五 圖三三 甲三三

4 凡出穀小石十五石爲大石九石 ☒ 一六・一五 圖三九 甲八六

5 凡出穀七石一斗四升 以食 ☒ 三六・二三 圖四六 甲一三三

6 ●凡出所受將騎司馬 ☒ 常安與卒死 ☒ 一六・三三 圖三五 甲八四七

(二) 帳簿本文類

I 吏卒見在員

イ 「吏卒名籍」

e

1 ☒ ☒ ☒ 際長延壽 卒建 ☒ 卒虜 ☒ 五三・一五 圖四九 甲三六三

ロ 「病卒名籍」

1 當北際卒馮毋護 三月乙酉病心腹丸藥卅五 三三・八 圖三六

甲一四七

2 珍北督黨際史延年五月癸卯 ☒ 一六・八 圖三五 甲八三三

II 縫隙勤務

ニ 「舉書」

1 ☒ 乙夜一火 丙夜一火 丁夜一火
和木辟 卒光 卒章 卒通
☒ 六・九 圖三三 甲五三六

III 器物

イ 「守御器簿」

a

1 入卷七枚 際長長安國受尉 ☒ 三三・一 圖三六 甲一四六

ロ 「戍卒被(兵)簿」ほか

c

1 卒淮陽郡長平北莊里丁舍人三石弩一藥五十矢重矢百五十

三三・三 圖三九 甲一四六五

2 ☒ 石弩一藥矢五十 ☒ 三六・三 圖三九 甲一四七

3 ☒ 石弩一藥 ☒ 三六・三 圖三九 甲一六二

IV 見錢出納

口「吏受奉名籍」

b

- 1 入帛一匹直四百 凡直八百
桂絮二斤八兩直四百 給始元四年三月四月奉 始元四 三〇六七

圖元二 甲一六七

V 食 糧

イ「穀出入簿」「食簿」

a

- 1 入麴小石十一石四斗 征和四年七月癸亥朔乙丑第二亭長舒
(爲大石六)石八斗四升 三三・二A 三三・二五A 圖四六
受郡適候長
2 入麴小石十二石爲大石七石二斗征和五年正月庚申朔庚「申」通
澤第二亭長舒受部農第四長 三三・九 圖五〇 甲四四三
3 入麴小石十五石始元二年六「月」庚午朔癸酉第 三三・八
圖五三 甲一四三
4 入麴小石十四石五斗始元二年十一月戊戌朔戊戌第二亭長舒受代
田倉監光都丞延壽臨 三三・四 圖三九 甲一四六
5 入麴小石十四石五斗始元三年正月丁酉朔丁酉第二亭長舒受代田
倉監光 一四・七 圖元四
6 小石十五石始元三年四月乙丑朔丙寅第二亭長舒受代田倉監建

- 都丞延壽 三三・八 圖四〇 甲一四三
7 入麴小石十五石始元三年六月甲子朔甲子第二亭長舒受代田倉監
光都丞臨 三三・一四 圖四〇
8 入麴小石十 始元三年七月甲午朔甲午第二亭長舒受代田
倉監都丞臨 三三・三 圖四七
9 入麴小石十一石六斗 始元四年二月辛酉朔 三三・八
圖四九 甲三六
10 入麴小石十二石 始元五年二月甲申朔丙戌第二亭長舒受代田倉
監隻 三三・三 圖四九 甲四八五
11 入麴小石十一石六斗 始元五年十月 四六・四 圖三八
甲一三一
12 入麴小石十一石六斗 始 三三・六 圖三八 甲一四三
13 入麴小石十二石 始 三三・三 圖三八 甲一三七
14 入麴大石八石七斗爲小石十四石五斗 二年八月辛亥朔辛亥第二
亭長舒受第六長延壽以食吏卒五人六升辛亥盡己卯廿九日積
百卅五人 三三・三 圖四九 甲一四九
15 入麴小石十四石五斗爲大石八石七斗三年正月己卯朔辛巳第二亭
長舒受第六長延壽 三三・九 圖五一 甲一四九
16 入麴小石十二石爲大石七石二斗 一四・四 圖四四 甲一四九
17 入麴小石十二石 三三・二 圖四九 甲一三八
18 入麴小石十五石 三三・三 圖四九 甲一三九
19 入麴六石四斗二升 征和 三三・一六 圖四三

- 20 ☒ 大石六石 征和四年十月壬辰朔癸巳第二亭長舒受將軍從吏德爲小石十石 三三・三 圖四九、四九一 甲三五癸
- 21 ☒ 十一石六斗 始元三年十二月壬戌朔壬戌通澤第二亭長舒受代田倉監光 五七・三 圖四八、四九 甲三五八A B
- 22 ☒ 年十月戊辰朔戊辰第二亭長舒受庠胡倉監建都丞延壽臨 三六・三 圖四七 甲一三七
- 23 ☒ 三月丙辰朔庚午珍北第二縣長舒受守卒史未央 / 據野臨 三三・六 圖五三 甲一四六
- 24 ☒ 己丑朔第二亭長舒受代田倉監隻 其六石以食小亭二人 五七・五 圖四八 甲一三三
- 25 ☒ 酉朔丁酉通澤第二亭長舒 ☒ 五三・九 圖六四 甲一七二、三四二
- 26 ☒ 丙寅第二亭長舒受 ☒ 五五・二 圖三四 甲一三三
- 27 ☒ 長舒受庠胡倉監建都丞延壽臨 五三・六 圖四九 甲一三七
- 28 ☒ 二亭長舒受庠胡主倉故吏建都丞延壽 一四八・三 圖五九 甲八四〇
- 29 ☒ 受庠胡倉故吏建 一四八・四 圖五九 甲八七五
- 30 ☒ 監都丞臨 一四八・三 圖五九 甲八三三
- 31 ☒ 倉監光 五三・八 圖四七 甲一三〇三
- b
- 1 出藥卅三石二斗 征和三年八月戊戌朔己未第二亭長舒付屬國百長千長 一四八・一、二、四、五 圖四七 甲八八、八九
- 2 出藥小石十二石 征和三年十月丁酉朔丁酉第二亭長舒付第七亭長病已食吏卒四人 三三・三 圖四九、四九一 甲三五癸A B
- 3 出藥大石七石二斗 征和三年四月 ☒ 一四八・二 圖四七
- 4 出藥小石五十石 征和四年五月 ☒ 一四八・三 圖五九 甲八三
- 5 出藥大石三十石六斗 始元二年六月庚午朔以食蜀材士二人盡己亥卅日積六十人々六升 三三・三 圖五九 甲一四〇
- 6 出藥大石一石七斗四升 始元二年七月庚子朔以食吏一人盡戊辰廿九日積廿九人々六升 八・六 圖三三
- 7 出藥大石三十石六斗 始元二年八月己巳朔以食儻爲 ☒ 三三・二 圖五九 甲一三四
- 8 出藥大石三十石四斗八升 始元二年九月己亥以食蜀材士二人盡丁卯廿九日積五十八人々六升 三三・六 圖五九 甲一四二
- 9 出藥小石五石四斗 始元二年十月戊辰朔以食 ☒ 八・三 圖五三 甲五五
- 10 出藥大石一石七斗四升 始元三年五月乙未朔以食吏一人盡癸亥廿九日積廿九人々六升 三三・三 圖四〇
- 11 出藥七石二斗 六月丁巳朔以食昌邑材士四人盡丙戌卅日積百廿人々六升 三三・二 圖五九
- 12 出藥大石一石六斗四升 以食吏一人閏月甲戌盡壬寅廿九日積廿九人々六升 一四八・四 圖五九 甲八三
- 13 出藥小石三十石爲大石一石八斗以食卒三人十二月辛卯盡庚子十日積卅人々六 ☒ 三三・二 圖五九 甲一四三

- 14 出藥小石十一石六斗 九月戊辰朔戊辰通澤 ☒ 三〇六・四六 圖四七
甲二五三
- 15 出藥小石十二石 十月丁酉 ☒ 一四八・九 圖三五 甲八五
- 16 出藥大石一石八斗 以食吏一人十一月己卯朔己卯 ☒ 四八・五 圖三四 甲一八三
- 17 出藥大石五石四斗 以食卒 ☒ 一四八・一〇 圖四七 甲八八
- 18 出藥大石六石九斗六升以食昌邑 ☒ 一四八・二四 圖三五 甲八三
- 19 出藥大石三石四斗八升 ☒ 五三・二四 圖三四 甲三六
- 20 出藥大石一石八斗 ☒ 五三・一六 圖三三 甲三〇
- 21 出四年 ☒ 一月一石四斗一升征和四年十二月辛卯朔己酉廣地
里王郵付居延農亭、長延壽 五七・八 圖四八 甲三三
- 22 ☒ 大石一石八斗 始元三年四月乙丑朔以食吏一人盡甲午卅日積
卅人、六升 五三・一一五 圖三三
- 23 ☒ 石六斗 九月戊辰朔戊辰通澤第二亭長舒付第七亭長病已以食
吏卒四人 一四八・三 圖五三 甲八八
- 24 ☒ 大石九石 以食吏卒五人四月丁未盡戊子卅日積百五十人、
六升 三三・一〇 圖三六 甲一四七
- 25 ☒ 斗 始元二年八月己巳朔以食吏 ☒ 五三・一四二 圖四・五
圖三六 甲一〇四
- 26 ☒ 大石一石一斗四升以食吏一人十月壬辰朔壬辰盡庚申廿九日 ☒
六・一〇 圖三六 甲五七
- 27 ☒ 始元二年八月己巳朔以食蜀材士二人盡戊戌卅日積 ☒
- 28 ☒ 始元二年九月己亥朔以食健爲前部士二人盡丁卯廿九日積五
十八人、 ☒ 三三・五 圖四九 甲一四三
- 29 ☒ 始元二年十二月丁卯朔以食吏一人盡 ☒ 一四八・五 圖三九
甲八三
- 30 ☒ 始元三年二月丙寅朔以食吏 ☒ 一四八・六 圖三五 甲三五
- 31 ☒ 始元三年六月甲子朔以食戊田卒四人盡癸巳卅日積百廿人、
六升 三六・二 圖五二
- 32 ☒ 七月癸亥朔以食亭卒五人癸亥盡辛卯廿九日積百卅五人、
三六・三 圖五七 甲一六三
- 33 ☒ 食昌邑材士三人七月辛巳盡庚戌卅日積九十人、六升 三六・三
圖五八 甲一六三
- 34 ☒ 食吏卒四人八月丙辰盡乙 ☒ 三〇六・四 圖四七 甲一六五
- 35 ☒ 朔以食戊田卒盡壬戌廿九日積百一十六人 五三・六 圖三七
甲三〇
- 36 ☒ 以食吏卒五人十月甲辰朔甲辰盡 ☒ 五三・三 圖四七
甲三〇
- 37 ☒ 戊寅盡丙午廿九日積廿九人、六升 三三・三 圖三六 甲一四七
- 38 ☒ 西卅日積百廿人、 ☒ 五三・一七 圖五一
- 39 ☒ 日積廿二人、六升第二 ☒ 四八・八 圖五二
- 40 ☒ 盡戊戌卅日 ☒ 一四八・六 圖三五 甲八五
- 41 ☒ 日積百二十人、六升 一四八・四 圖三五 甲八七

- 42 ☒ 百卅五人々六升 三三・二 圖四九六
 43 ☒ 百五十人々六升 四六・三 圖四九六
 44 ☒ 六十人々六升 四六・二 圖四九六
 45 ☒ 六升 五三・三 圖四九六 甲二四〇〇
 46 ☒ 臨道亭長光以食吏四人 三〇八・一七 圖三九一 甲一六二三
 47 ☐ 小石十二石 十月 五五・一六 圖三六四 甲三三三

c

- 1 受征和三年十一月簿餘穀小石五十五石二斗 三三・三 圖四九六
 甲二四六六

- 2 受征和四年六月簿餘穀小斗五斗二升爲大 ☒ 四六・三 圖三六四
 甲一八三三

- 3 今十二月簿餘穀小斗二斗二升 三三・四 圖三九六 甲二四四〇

- 4 ☒ 府食以八月出穀到征和四年二月十五日度盡餘有小斗二斗 三三・三 圖三九六 甲二四六六

d

- 1 ☐ 爲大石十石七斗五升二分 ☒ 三六・四 圖四七七 甲一六六九
 2 ☒ 大斗三斗三斗一升二分 ☒ 一四・一七 圖三九六 甲八四四
 3 ☒ 小石一石二斗 三三・二 圖三九六 甲一四四九
 4 ☒ 三斗一升二分 ☒ 三六・二 圖四〇三 甲一四七七
 5 ☒ 斗五斗二升爲大斗 ☒ 三六・二 圖三九一 甲一六六〇

- 6 ☒ 石五石二斗二升 ☒ 四六・九 圖三三
 7 ☒ 大石八七斗 ☒ 五五・一四 圖四九六

口「吏卒稟名籍」

d

- 1 八月陳寬受一人食三石三斗三升 ☒ 六・六 圖三三 甲五八

VI そ の 他

へ

- 1 ☐ ☐ ☐ 貴賣官襲一領備南縣陳長買所買錢 ☐ ☒ 六・三
 圖三九三 甲三三

チ

a

- 1 ☒ 驢牡馬一匹齒九歲高六尺三寸所 一四・七 圖三九五 甲一四七
 ル

1 居延騎士廣都里李宗坐殺客子楊光元鳳四年正月丁酉亡

六・五 圖三三 甲三三

VII 附 錄

イ

1	甲午	一	一	三〇六・元 圖四七 甲六六
2	戊戌	一	一	三〇六・三 圖四六
3	癸卯	一	一	一四六・二 圖四七 甲八六六
4	甲辰	一	一	二二二 八・五 圖三三 甲五四
5	壬子	一	一	二七三・五 圖三六 甲一四四
6	己卯	一	一	二七三・七 圖三六 甲一四四
7	癸未	一	一	一四六・三 圖四五 甲六一
8	一	一	一	一四六・五 圖五三
9	一	一	一	一四六・元 圖三四
10	一	一	一	八・三 圖三三
11	一	一	一	一四六・元 圖三六
12	一	一	一	五五・七 圖六四
13	一	一	一	五五・七 圖四七
14	一	一	一	三三・二 圖四七 二五・二 圖四六

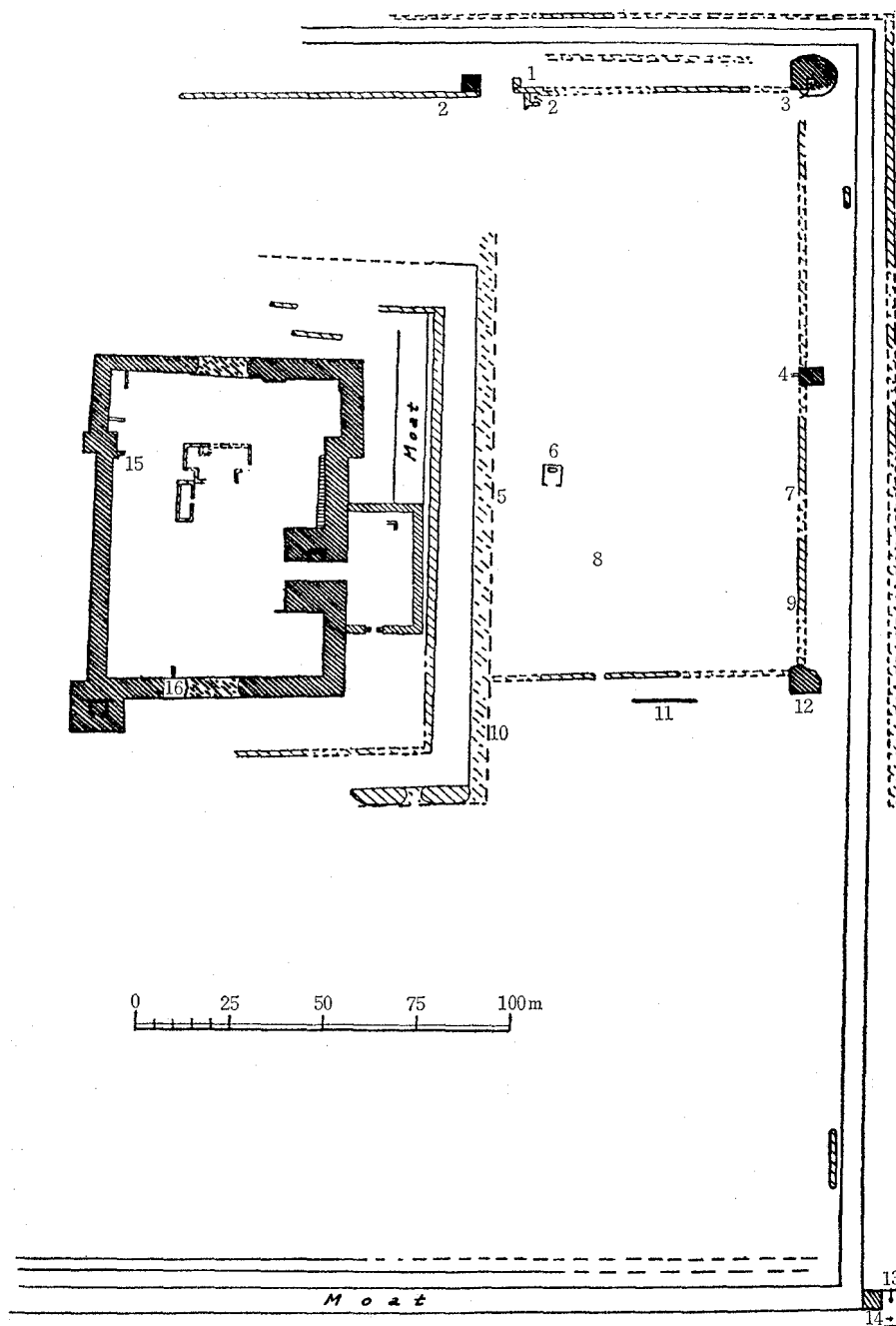
簡頭に日の干支を記し、その下に一とか二といった数字を記入し

た木簡のグループである。ローウェ氏は何か貯藏した物品もしくは物資を支給したり消費した記録表であろうとしている。同類の記録表は破城子のⅢイbにもみられる。なおローウェ氏はこのグループをW1としてまとめている。

四 大灣(タラリンジン・ドルベルジン)出土簡

大灣は地灣の西南およそ八キロメートルのところにあり、西北科學考查團の調査ではA35の番號がつけられたところである。一六の發掘地區のうち、木簡は主として第一三發掘地區と第六發掘地區が多く、全部でおよそ一三〇〇枚が出土した(挿圖2を参照)。ここで出土した郵書、封檢、簿檢などにより、この地には肩水都尉府がおかれていたと推定される²⁰。大灣出土の木簡の上番號は、次のとおりである。

一九、四七、六六、九〇、一〇二、一二〇、一四九、一八二、一八七、一九二、二二六、二九三、三〇三、三四四、三五二、四九一、四九二、四九三、四九四、四九五、四九七、四九八、四九九、五〇一、五〇二、五〇三、五〇四、五〇五、五〇六、五〇八、五〇九、五一〇、五一一、五二二、五二三、五二四、五二五、五一六、五一七、五二〇、五四四、五四五。



挿圖 2 大灣 (A35) 遺址平面圖 (ソマーストロウムによる)
1~16は發掘地區

(一) 帳簿表題類

A 表紙

V 食糧

I 吏卒見在員

イ 「穀出入簿」

イ 「吏卒名籍」

- 1 ●肩水部元六年六月穀 ☒ 五四・一 圖六 甲三六
2 ☒ ☒ ☒ 穀出入簿 ☒ 三〇三・六 圖五〇

- 1 ●肩水部元鳳二年吏 ☒ 五四・元 圖二〇 甲三九〇

- 2 ●元延四年八月以來將轉守尉黃良所賦就人錢名 五六・三

圖七 甲二〇三

ロ 「吏卒稟名籍」

III 器物

- 1 ●肩水部始元四年北胡食度 ☒ 五二・二六 圖六 甲三九〇
2 ☒ ☒ 食案 五四・一 圖七 甲一九六

イ 「守御器簿」

VI その他

- 1 第四長官七月兵簿 ☒ 五二・二 圖三

- 1 橐佗駁南驛建平元年九月驛馬閱具簿 ☒ 五二・七 圖七

IV 見錢出納

- 2 肩水始元七年閏月 ☒ 出入簿 ☒ 五二・八 甲三〇八

- 3 ☒ 本始五年四月戊午入關簿 ☒ 五六・元 圖三六 甲三三六

ロ 「吏受奉名籍」

- 4 ☒ ☒ ☒ 出入簿 ☒ 五二・三 B 圖八

- 5 ●肩水部元鳳二年亭際 ☒ 五二・一四 圖一〇 甲一〇六四
- 6 ●肩水部本始二年十一月 ☒ 出入 ☒ 五五・六六 圖八四 甲三三三
- 7 ●肩水候官吏相 ☒ 證 ☒ 五四・二二 圖六六 甲一九六六
- 8 ●本始五年田官 ☒ 五〇・二一 甲三八八
- 9 ●道上亭驛 ☒ 一〇・七 圖三三 甲八八三
- 10 第二丞官七月 ☒ 簿 ☒ 一三〇・三一 圖三三

B 表紙以外のもの

a 楊

- 1 ☒ 屬國胡騎兵馬名籍
- 1' 元鳳五年盡本始元年九月戌卒 ☒ (裏面) 五三・三三 圖六六
甲三三A B

b 「●右」類

- 1 ●右吳房五人 ☒ 四九・六六 圖五九 甲一八四四
- 2 ●右新陽第一車十人 ☒ 五五・二六 圖八四 甲三〇五
- 3 ●右驛人十九人 ☒ 五二・三三 甲二〇九六 B
- 4 ●右八兩 用錢萬七百七十六 ☒ 五六・二二 圖七 甲一九六
- 5 ●右凡十二兩 輸城官 凡失折耗五十九石三斗 五〇五・三六
- 6 ☒ 右第二長官二處田六十五畝 租廿六石 一〇三・七 圖一〇

居延漢簡の集成三

- 7 ☒ 右處五田六十五畝租大石 廿一石八斗 ☒ 甲一五六五
圖七 甲一六〇

- 8 ☒ 第一長官七處田 ☒ 一三〇・三三 圖三
 - 9 ☒ 第五長官二 ☒ 五五・七 圖八四 甲三三三
 - 10 ☒ 租十六石 ☒ 一八三・三三 圖三 甲一〇七
 - 11 ☒ 率畝四斗 一九・三三 圖五 甲一六五
 - 12 ☒ 率畝四斗 一八・三三 圖三 甲一〇六
 - 13 ●右私馬一匹 ☒ 一九・一 圖四 甲一三九
 - 14 ●右誠 ☒ 一八・三三 圖三 甲一〇一
- 6、12は田租の徵税に關するもので、ローウェ氏はTD7に分類している。

c 「●凡」類

- 1 ●凡入七年新卒釜卅二 ☒ 一九・一九 圖五 甲一三
- 2 ●凡受錢 ☒ 五三・二二 圖三九 甲三三
- 3 ●凡五十八兩 用錢十萬九千七百七十四 錢不值就 ☒ 五五・三三 圖六 甲一九六
- 4 ●凡出穀八百六十四石四斗六升大 ☒ 一八二・一一 圖三
- 5 ☒ 凡穀四百卅四石 ☒ 五三・三三 圖六 甲三三
- 6 ●今餘有方五十四 五五・一一 圖四 甲三〇四

(二) 帳簿本文類

I 吏卒見在員

イ「吏卒名籍」

a

- | | | | |
|----|-------------------|---|-------------------|
| 1 | □□候令史漢中郡成固隄里李東昌 | □ | 三六・九 圖一五 甲二九 |
| 2 | □士吏屋蘭安樂里陳定國 | □ | 五七・三 圖八四 甲三七三 |
| 3 | □駁亭長居延平明里 | □ | 五五・二 圖八四 甲三〇六 |
| 4 | 番和騎士善□里孔朔 | □ | 五六・三六 圖八四 甲三五六 |
| 5 | 番和騎士便里李都 | □ | 五二・三 圖八四 甲三〇六 |
| 6 | 番和騎士安漢里 | □ | 五七・九 圖四三 甲三七三 |
| 7 | 饒得騎士利處里田嬰 | □ | 一九・一七二五二・三 圖三 甲八七 |
| 8 | 曰勒騎士萬歲里孫守 | □ | 四九・四 圖二 甲八四三 |
| 9 | 氏池騎士新師里馬縵 | □ | 五二・二 圖六 甲二〇六 |
| 10 | □騎士充國元平元年十月 | □ | 五〇・三 圖三 |
| 11 | □士成漢里王 | □ | 一九・五 圖三 甲九〇 |
| 12 | 戊卒濟陰郡定陶故里賈廣年廿五 | □ | 五一・三 圖二〇 甲二〇四 |
| 13 | 戊卒梁國睢陽離里張豎 | □ | 五二・三 圖六 甲二〇六 |
| 14 | 戊卒淮陽郡柘易里陳賢 | □ | 四九・三 圖三 甲八三 |
| 15 | 戊卒淮陽郡長平□中里吳 | □ | 一三・四 圖九 甲一〇三 |
| 16 | 戊卒淮陽郡扶溝陽陵里 | □ | 五七・九 圖四 甲三七六 |
| 17 | 戊卒淮陽郡陳 | □ | 一九・六 圖三 甲六六 |
| 18 | 戊卒淮陽郡 | □ | 一九・九 圖三 甲六六 |
| 19 | 戊卒昌邑國 | □ | 一九・六 圖二七 甲九七 |
| 20 | 門卒昌邑國東緡楊里魏奉親 | □ | 五一・七 圖六 甲二〇六 |
| 21 | 田卒昌邑國湖陵治昌里士伍彭武年廿四 | □ | 五〇・一 圖六 甲九五 |
| 22 | 田卒昌邑國(那?)成里公士公丘異 | □ | 五三・四二五三・八 |
| 23 | 田卒昌邑國石里公士庶辟陽 | □ | 五三・三 圖七 甲三〇 |
| 24 | 田卒昌邑國那靈里公士朱廣年廿四 | □ | 五三・三 圖七 甲三七三 |
| 25 | 田卒昌邑國西那西夜里 | □ | 五〇・九 圖七 甲〇七三 |
| 26 | 田卒昌邑國東緡宜禾里 | □ | 五三・九 圖三〇 甲三三 |
| 27 | 田卒昌邑國西那高 | □ | 五二・四三 圖六 甲三八九 |
| 28 | 田卒昌邑國甘 | □ | 九・三 圖九 甲六六 |
| 29 | 田卒淮陽郡長平西陽里公士邊佑年廿三 | □ | 五〇・二七 |
| 30 | 田卒淮陽郡長平々里士五李進年廿三 | □ | 五〇・一八 圖七 |
| 31 | 田卒淮陽郡扶溝□里公士張誤年廿七 | □ | 五四・三 圖六 |
| 32 | 田卒淮陽郡長平□里公士□年廿五 | □ | 五〇・八 圖七 |

甲一九四四

- 33 田卒淮陽郡長平南□ 五五・三五 圖六 甲三三四
34 田卒汝南郡平輿百祿里黃何人 五〇・六 圖七 甲二四二
35 田卒汝南郡平輿大復里 五三・四 圖六 甲三二六
36 田卒汝南郡平輿臨 一三〇・五 圖三
37 田卒汝南郡吳 一三〇・三 圖三
38 田卒汝南郡 五六・三 圖八 甲三四〇
39 田卒大河郡任城市昌里公土莊 五三・三 圖七 甲二九七
40 田卒大河郡瑕丘會成里王勝年卅 四九・二 圖八 甲八六六
41 田卒大河郡東平陸常里公土吳虜年五十四 五九・一 圖三
甲二〇三
42 田卒大河郡瑕丘廣昌里張 五五・四 圖八 甲三三七
43 田卒濟陰陳丘東 五七・一五 圖五 甲三七五
44 田卒淮 五〇・一五 圖六
45 田卒昌邑國西郭 五五・三 圖六 甲三三三
46 田卒濟陰郡定陶西陽里胡定年廿五 五〇・三 圖五
甲三六七
47 漢中郡安陽承虎里褒 九〇・二五 五三・三六 圖九 甲五八
48 漢中郡成固仁里 二九・三〇 圖五 甲一四三
49 漢中郡博望里 三三・一八 圖六 甲一五九
50 漢中郡南鄭宣門里尋 九・二八 九・七〇 圖四 甲五九
51 漢中郡河陽曲平里莊 九・九 圖四 甲五九

居延漢簡の集成三

- 52 漢中郡安陽康福里 九・七 圖四 甲五八
53 漢中郡成固當 九・六 圖四九
54 河南郡雒陽緱氏西槐里李實 五二・三六 圖六 甲三〇八
55 大河郡瑕丘多里陽措 四九・三 圖七 甲一八九七
56 昌邑國東郭里王德成 五八・三 甲二一九
57 陽夏東郭里王賜 王受 三三・二六 圖七 甲一六三
58 陽夏南安里左復樹 王 取 一九・九 圖五 甲一六
59 昌邑國趙垣里士五淳于龍年廿四 五七・一一 五四・九 圖六
甲三六
60 昌邑國東郭西安里丁 九・二四 圖九 甲五五
61 昌邑國東郭紗里 九・三 圖九 甲五四
62 昌邑國昌邑少魯里公乘 五七・二 圖五 甲三六六
63 昌邑南里李毋 一九・三 圖五 甲一〇六九
64 昌邑泊里馬壽年廿八 五二・三 圖六 甲三〇三
65 西土里侯吉 一九・三 圖三 甲九〇四
66 滕得常樂里 五七・六 圖五 甲三六七
67 濟陰郡定陶東陶里周橫 五七・三 圖五 甲三九三
68 郡長平曲辛里公 五三・九 圖七 甲三二九
69 郡成固倉里 九・六 圖四 甲五〇
70 陽中里薛廣 一九・四 圖三 甲八九五
71 郡灌陽南 一九・四 圖三 甲八九
72 潁強楊利里 一九・五 圖三 甲八九

四九九

- 73 ☐ ☐ ☐ 維陽里公士陳 ☐ 一九・壹 圖三
- 74 ☐ 載里胡巢年廿二 ☐ 五五・三 圖六 甲三三九
- 75 ☐ 桃武須里張 ☐ 一〇・一九 圖三
- 76 ☐ 昌 ☐ ☐ 定里陳 ☐ 九・六 圖四 甲五六
- 77 ☐ 西安里戴光 ☐ 五七・五 圖三 甲三六
- 78 ☐ 里任廣 ☐ 一〇・三 圖三
- 79 ☐ 安世里孫遺 ☐ 五四・三 圖一〇 三九
- 80 ☐ 南 ☐ 里鄭毋傷 王 ☐ 一〇・一 圖四
- 81 ☐ ☐ ☐ 里王充 ☐ 一三・元 圖三
- 82 ☐ 謝道年廿六 ☐ 五五・四 圖八 甲三三六
- 83 ☐ 司馬清年卅六 子外年廿 ☐ 五七・四 圖三 甲三六
- 84 ☐ 長陽敬里陶強 作絮 ☐ 四九・五 圖二 甲一八四
- b
- 1 肩水尉史彭利 ☐ 五四・二 圖六 甲三三
- 2 平樂縣長陳賞 ☐ 五三・六 圖六 甲三六A
- 3 ☐ ☐ 際卒王賞 ☐ 四九・三 圖六 甲一八六
- e
- 1 ☐ 凡吏 百卅四人 十二萬二千三百 ☐ 五四・七 圖六
- 甲一九三
- 2 第二丞官卒七十人 ☐ 五三・五 圖七 甲三五六

- 3 戊午鼓下卒十人徒二人 五九・二六 圖八 甲〇四五
- 4 乙卯鼓下卒十人徒一人 ☐ 五三・元 圖七 甲三七
- 5 卒四人 ☐ 五八・一四 圖六 甲〇三
- 6 廣地縣長忠 戊卒四人一人 ☐ 五四・一四 圖七 甲一九七
- 7 戊卒四人 ☐ 五三・三六 圖七 甲三三
- g
- 1 田卒大河郡平當西里公士昭遂年卅九庸舉里嚴德年卅九 三〇・三 圖二 甲一五六
- 2 田卒淮陽郡長平高里公士馮宋年廿五 取(庸) 西康里公士呂邦年 ☐ 五四・四〇 五五・五 圖六 甲三九五
- 3 ☐ 庸 ☐ 陽里公士王賀年廿四 五三・三 圖七 甲三六
- 4 ☐ 沈廣年廿五 庸南關里 ☐ 五五・二六 圖四 甲三三五
- 「吏卒名籍」のうち、a、bに分類したものの中には、たとえばⅢロの「戊卒被(兵)簿」その他の簿録のものが含まれているかもしれない。
- 口「病卒名籍」
- 1 田卒長平國廣平石安里孟彊年卅七 本始五年二月丁未疾心腹支滿充右塞前丞報 ☐ 二九・五 圖三 甲一五五

2 昌邑方與土里陳係 十二月癸巳病傷頭右手膊膏藥

一四九・一九二・二〇〇 圖三 甲八七六

3 四月戊寅病傷辟庚辰治

四八十七人病

一三〇・一三三 圖七

II 縫 隙 勤 務

I 「作 簿」

a

1 三人病 一人病 一人作 一人守

2 一人守 其五百 今見千九百五

3 二人載 廿一人作內 百九文已積萬九千六百七十五尺

• 三人作六丈十七 • 耐作七十五人

b

1 安世際卒 尹咸 二十八日作 二十九日作 八月晦日作

九月旦伐焚 九月二日作 九月十三日作 九月二十五束 九月二十二日作 五〇五・二四 圖六 甲九六六

ハ 「郵 書」

a

1 南書一輩一封張掖肩候 六月廿四日辛酉日蚤食時沙頭亭長受驛北卒音

2 南書一輩一封潘和尉印 六月廿三日庚申日食坐五分沙頭亭長受驛北卒音

3 南書二封居延都尉 皆詣張掖太守府 九月丙辰口口時沙頭卒良受口口口

4 十二月廿五日 張掖居延都尉詣 南書一封 張掖太守府十二月乙丑起 十二月丁丑口食時 卒忠 下舖時

5 七月四日南書一封 封皆橐佗口口印 詣肩水都尉府 詣昭武

6 南書二封 一封章破詣饒得 付界亭卒同

7 南書六封 一封詣肩水府 十一月丙午起 一封張掖肩候詣肩水府

8 七月十五日 南書一封 一封橐佗塞尉詣

9 十一月十八日 南書二封皆居延口口章

10 口口月己亥 南書二封 詣

11 口口月明里大女子姜上書 一封居延丞印 建平元年二月辛未口口口口起

上公車司馬 居延廷左長昌行直廿 二月甲戌夜食時驛馬卒良受沙頭卒同夜過半 時良付不今卒豐

12 ☒ 一封居延都尉詣肩水府五月甲午起 昏時辟馬卒良受沙頭卒同 ☒
詣肩水府 時良付不今卒豐 四九・三六 圖三 甲一八七

13 ☒ 時辟馬卒憲付不今卒恭 四九・三 圖三 甲一八一

b

1 十二月三日 北書七封 其四封皆張掖太守章口書一封書一封皆十一月丙午起詔書一封十一月甲辰起

一封十一月戊戌起皆詣居延都尉府
二封河東太守章皆詣居延都尉府一封十月甲子起一封十月丁卯起一封府君章詣肩水

十二月乙卯日入時卒憲受不今卒恭
夜昏時沙頭卒忠付辟北卒復 五〇・三 A 圖六 甲一九四 A

2 北書五封 一封口杜陵左尉印詣居延封破……封十月丙寅起 卒順 五〇・元 圖三 甲一九三

3 四月廿一日 記一左據私印詣肩水候官 四月己未日 ☒
北記一 昏時遣 五〇・一九 圖六 甲二〇四

4 十二月十二日

二封張掖太守章一封詔書十二月丁卯起 一封十二月丁巳起四封皆府君章其三 封…… 四九・二 圖三 甲一九七

5 ☒ 書一封張掖太守章 騎士自言 ☒ 一九・三 圖五 甲一五四

6 ☒ 二封記詣肩水一封詣居延都尉十二月 下舖時沙頭卒忠付辟北卒朔 五〇・一六 圖五 甲一九九

7 ☒ 一封詣廣地一封詣臺佗 十二月丁卯夜半盡時口口口受不今卒
詣封 恭鷄前鳴時沙頭卒忠付辟北卒復 五〇・一 圖六 甲一九〇

8 ☒ 府記一詣口口口廣地 二月甲子日入時卒憲受不今口口口
昏時沙頭卒忠付辟北卒復 五〇・六 圖六 甲一九五

9 ☒ 甲寅起 日入時……不今卒同付 沙頭卒……時 四九・一九 圖六 甲一八六

10 出亡入赤表函一北 昏時四分乘胡際長口付乘山際長普函行三時中程 五〇・三 圖六 甲一九三

遞傳の記録で、aは南書、bは北書のグループである。ローウェ氏は様式によりTD1、TD2に分類している。

III 器物

イ「守御器簿」

a

1 出粟矢銅鏃二百完 ☒ 九〇・二五 圖九 甲五三
2 出蓬干十一 ☒ 五三・四四 圖七 甲三三

3 ☒ 二果齒曲梁 元鳳六年六月壬寅朔己巳倉石候長嬰齊受守城尉毋害 三六・三 圖七、五 甲二八

4 入承絃十六 ☒ 五五・三七 圖八 甲三三六

c

- 1 今餘鑿二百五 其百五十破傷不事用 ☐ 四九・九 圖六
甲一八九
- 2 ☐ 今餘斧金卅八枚 四九・一 圖五 甲一八五
- 3 正月餘陷堅重矢八百卅 ☐ 五四・三 圖二〇 甲三九七
- 4 ☐ 二月餘櫛金百六十一 ☐ 五五・四 圖八四 甲三三九
- 5 ☐ 二月餘陷堅重矢六百五十 ☐ 五五・五 圖八四 甲三四四
- 6 ☐ 月餘赤蓬一 五七・二 圖八四 甲三七〇
- 7 七月餘 ☐ 棘二 毋出入 ☐ 五〇・五 圖七 甲一九四〇
- 8 九月餘六石弩弓十 ☐ 五五・三 圖四 甲三三六
- 9 九月餘赤堇一 毋出入 ☐ 四九・二 圖五 甲一八四九
- 10 七石具弩十七 毋出入 ☐ 五二・二 圖七 甲二〇六六
- 11 ☐ 餘長卯三 毋出入 ☐ 四九・二 圖三 甲一八四〇
- 12 ☐ 十五 毋出入 ☐ 五四・七 圖六五 甲二二八
- 13 ☐ 毋出入 ☐ 五七・三 圖四八 甲三三七
- 14 毋出入 三六・八 圖一〇 甲二四八
- 15 毋出入 ☐ 五一・一 圖三九 甲二七六
- 16 ☐ 出入 ☐ 二〇・三 圖六五
- 17 ☐ 出入 ☐ 一四九・五 圖四九 甲二四五
- 18 ☐ 毋定出 ☐ 五一・三 圖三九 甲二〇七
- 19 ☐ 毋定出 ☐ 五二・三 圖四九 甲二三七
- 20 ☐ 毋出 五五・六 圖二一 甲三三三

居延漢簡的集成三

d

- 21 ☐ 索長弦九 在府 五〇・五 圖七 甲二〇四
- 22 今餘權三 校見 ☐ 一九・四 圖四
- 23 鏃鄣矢廿一 校見 ☐ 三〇・三 圖七 甲二六二
- 24 ☐ 校見 ☐ 七・七 圖六六 甲五二五
- 25 ☐ 石其力十石一 完 ☐ 五〇・三 圖三六 甲二〇六
- 26 ☐ 其卅九完 ☐ 二〇・六 圖六五
- 27 ☐ 二完 ☐ 五四・四 圖六五 甲三〇七
- 28 ☐ 完 ☐ 五四・六 圖四三六
- 29 ☐ 完 ☐ 五一・三 圖三九 甲二〇九
- 30 ☐ 完 ☐ 五一・五 圖三九 甲二〇九
- 1 守御器簿
- 具弩四皆破却
長檣四
長杆二
木置口二
弩長管三
口管九
傳廿四
深目四
布蓬三一不事用
布表一
鼓一
- 芳馬矢囊各一毋
始十斤
出火遂二具
皮置菜草各一毋
案壘二
破釜一
狗籠口一
門關二
樓樑四
木椎二
戶戊二
篇一
- 葭薪木薪各二百
瓦篋柳各二百
沙馬矢各二百
羊頭石五百
槍四十
小釜三百
門上下合各一
儲水嬰二
汲口二
大積薪三
藥盛囊四
- 大案七 小杯廿七 大尊二 經程二
小案七 大槃十八 小權二 衣篋三
大杯十一 小槃二 黑目三
- 五〇・一 圖八 甲一九二

五〇三

6
 三石具弩六百廿
 一兕・二西
 圖三
 甲八〇

dの中にはⅢcの斷簡が混じっているかもしれない。

三〇三・二圖一〇 甲一五八六

「戊卒被（兵）簿」ほか

a

1 戊卒濟陰郡定陶池上里史國

縣官桌履二兩

[illegible]

戊卒佳易部□堂□且上告消夷

卓口複袍一口二

1 田卒

五〇九・一四 圖八 甲二三〇

2 田卒淮陽郡長平々里公土雲彖年廿三襲一領貫贊爲取一

五三・三四五三・二八五三・三〇圖二〇 甲二八

3 田卒淮陽郡長平業陽里公士兒尊年廿七

綉一兩
私一兩
貫取一
一九・四
圖五
甲一六

6
 三石具弩六百廿
 一兕・二西
 圖三
 甲八〇

dの中にはⅢcの斷簡が混じっているかもしれない。

三〇三・二圖一〇 甲一五八六

「戊卒被（兵）簿」ほか

a

1 戊卒濟陰郡定陶池上里史國

縣官桌履二兩

[illegible]

戊卒佳易部□堂□且上告消夷

卓口複袍一口二

1 田卒

五〇九・一四 圖八 甲二三〇

2 田卒淮陽郡長平々里公土雲彖年廿三襲一領貫贊爲取一

五三・三四五三・二八五三・三〇圖二〇 甲二八

3 田卒淮陽郡長平業陽里公士兒尊年廿七

綉一兩
私一兩
貫取一
一九・四
圖五
甲一六

- 4 田卒淮陽郡長平東洛里公士尉充年卅
襲一領 私單袴一 犬絲二兩 貫贊取一
袴一兩 私絲練 絲練二兩 貫贊取一
甲二〇三五 五〇九・七 圖七
- 5 田卒淮陽郡長平□□里王□□年卅
袍一領 犬絲二兩 貫贊取一
袴一兩 私絲二兩 貫贊取一
五〇九・一〇二・五三・三 圖六
- 6 田卒淮陽郡長平容里公士稹紹年卅
襲一 犬絲一 介史貫贊取一
甲二〇四一 三〇三・六 圖七 甲二〇〇
- 7 田卒淮陽郡長平北利里公士陳世年廿三
襲一領 犬絲一兩 貫贊取一
袴一兩 私絲一兩 貫贊取一
五〇九・六 圖七 甲二〇三
- 8 田卒淮陽郡長平北朝里公士李宜年廿三
襲一 犬絲一 貫贊取一
袴一 犬絲一 貫贊取一
五〇九・二 圖七 甲二〇四〇
- 9 田卒淮陽郡長平々里公士李休年廿九
襲一領 犬絲一兩 自取
袴一兩 私絲二兩 自取
三〇三・三 圖七 甲二五九
- 10 田卒昌邑國祁宜里公士丁奉德年廿三
袍一領 案履一兩
單衣一領 袴一兩
三〇三・四 圖二 甲二五七
- 11 田卒昌邑國祁成里公士□叨之年廿四
袍一領 案履一兩
單衣一領 袴一兩
三〇三・七 圖七 甲二〇五
- 12 田卒昌邑國祁靈里公士包建
襲一領 案履一兩
單一領 袴一兩
五〇九・三 圖八 甲二〇三
- 13 □卒昌邑國祁良里公士費塗人年廿三

居延漢簡の集成三

- 14 田卒淮陽郡長平□□……十二月乙巳出
袍一領 案履一兩
單衣一領 袴一兩
一 五〇九・三 圖六 甲二〇三
- 15 □□□□卒第十五車熹平里陳孫
襲一領 案履一兩
袴一兩 案履一兩
四九・三 圖六 甲二〇三
- 16 □ 襲一領 案履一兩
單衣一領 袴一兩
五〇九・三 圖六 甲二〇三
- 17 □ 襲一領 案履一兩
單衣一領 袴一兩
五三・七 圖七 甲三七
- 18 □ 襲一領 案履一兩
單衣一領 袴一兩
五〇九・三 圖六 甲二〇三
- 19 □ 袍一領 案履一兩
一領 袴一兩
五〇九・三 甲二〇五
- 20 □ 卓布復袍一
□復前襲一
一三〇・五 圖七
- 21 □ 袍一領
一領 袴一兩
五三・七 圖九
- 22 □ 一履一兩 縞一兩 介一兩
一〇一・九 圖九 甲六八
- 1 戊卒昌邑國西祁西士里朱廣德 □有方一完
圖二〇 甲三三〇 五三・二 圖
- 2 饒得騎士除執里屢史情 □矢五
圖二〇 甲三三〇 三〇三・三 圖四九 甲二六四
- 3 □弓一矢卅
一〇〇・七 圖七
- 4 □四百 矢百
一九・元 圖六八 甲六

5 ☒ 矢三百 ☒ 110・106 圖三七

6 第二長別田令史嬰德車一兩

斧二 柄二 釜一 轉索 豫十不輸
斤二 承駝 一小木五 駟相二・少二 甲三三
鋸一・少一 承駝 一小木五 駟相二・少二 甲三三
椎一・少一 承駝 一小木五 駟相二・少二 甲三三

7 ☒ 鋸二・少二 ☒ 二・少二 甲三三
椎一・少一 承駝 一小木五 駟相二・少二 甲三三

8 戊卒梁國睢陽第四車父官南且 一馬 ☒ 鎡二・承 ☒ 二破

三三・六 圖二〇 甲一五〇

9 ☒ 鋸二・ ☒ 一完 三三・一 圖二〇 甲一五〇

10 ☒ 斧二・ 鎡六・ 三三・二六 圖二 甲一五二

b は田卒に對して衣服などを支給したふだで、これらの衣服は官物のほかに中に私物が含まれていることからして、おそらく郷里から送られてきたものと考えられる。1~8までの箇の下段に「貫贊取」とあるのは、田卒に代つて貫贊という男が受取つたことを明記したものである。また9には「自取」とあり、10以下には單に口、——のしるしだけが記入されているが、これらはいずれも田卒自身が受取つたというチェックである。ローウェ氏はbのグループをT D 3に分類する。

なおcの中には、III dの斷簡が混じっているかもしれない。

IV 見 錢 出 納

イ 「錢出入簿」

a

1 董次入穀六十六石直錢二千三百一十・入錢二千一百八十七・凡

錢四千四百九十七 三三・三 圖三七 甲一五七

2 受六月餘河內廿兩帛……一萬三千五十八 五九・八 圖七

甲三〇六

b

1 出錢四千七百一十四 賦就人表是萬歲里吳成三兩半

已入八十五石 少二石八斗三升 五五・一五 圖七 甲一六二

2 出錢千三百卅七 賦就人會水宜祿里蘭子房一兩 五〇六・七

圖七 甲三〇五

3 出錢千三百卅七 ☒ 五三・八 圖六 甲一九三

4 出錢千 ☒ 五三・五 圖三九 甲三三

5 ☒ 書史王卿錢四百 羅梁 ☒ 白粟十石 四九・七 圖四六・五 圖三

甲一六六

d

1 薑二升 直冊 五五・一六 圖七 甲一九三

2 赤危五枚 直二百五十 五五・八 圖六 甲一九五

3 油十斤 ☒ 五三・六 圖六 甲一九二

f

1 今餘河□賦錢……十七 ☒ 五〇・六 圖四三

2 ☒ 帛千九十四二尺五寸大半寸直錢卅五萬四千二百 五九・一五

圖六 甲二〇四

3 今毋餘河內廿兩帛 ☒ 五三・二四 圖七 甲二三五

g

1 ☒ 錢二千四百 ☒ 五四・一九 圖六 甲二三七

ローウェ氏はbの1~3を帳簿表題類のA1イの2の「●元延四年八月以來將轉守尉黃良所賦就人錢名」の簿錄として帳簿を復原している。TD6にみえる。

ロ 「吏受奉名籍」

b

1 出河內廿兩帛八匹一丈三尺四寸大半寸直二千九百七十八給佐史一人元鳳三年正月盡九月積八月少半日奉 三〇三・五

圖二 甲一五三

2 出廣漢八稷布十九匹八寸大半寸直四千三百廿給吏秩百一人元鳳三年正月盡六月積六月 ☒ 三〇三・三〇 圖九 甲五五七

3 ☒ 給武……一人元鳳三年□月盡九月積十四日奉 五〇九・九

圖六 甲二〇七

c

1 ☒ 第十廿六縣長公利取 ☒ 二〇・六 圖三九

☒ 第十縣史丁疆取 第六縣長趙並已得七百一十少三百九十

d

1 書佐樊奉始元三年六月丁丑除 未得始元六年八月奉用錢三百六

十 三〇三・三 圖一 甲一五五

2 書佐孫臨國始元四年六月丙寅除 未得始元六年正月奉用錢三百

六十 ☒ 三〇三・九 圖三 甲一六四

3 司馬令史行備始元六年七月甲子除 未得始元六年七月奉用錢四

百八十 ☒ 三〇三・二 圖九 甲五五

4 令史覃羸始元二年三月乙丑除 未得始元六年九月奉用錢四 ☒ 三〇三・四 圖三 甲一六六

三〇三・四 圖三 甲一六六

5 令史徐脫客始元六年五月乙卯除 未得始元六年七月奉用錢四 ☒ 一九・九 圖四 甲一四六

一九・九 圖四 甲一四六

6 候李定國始元四年十月庚寅除 未得始元六年六月奉用錢 ☒ 三〇三・三 圖九 甲五五

三〇三・三 圖九 甲五五

7 屬王廣始元三年六月丁丑除 未得始元六年五月 ☒ 一九・五

圖四 甲一六

8 屬王廣始元三年六月丁丑除 未 ☒ 一九・三 圖五 甲一四七

9 候陳橫元始二年二月庚寅除 未 ☒ 三〇二 圖九 甲五三

10 ☒ 年十一月丙寅除 未 ☒ 三〇二 圖九 甲五〇

11 ☒ 除 未得始元六年九月奉用錢四百八 ☒ 五三・四 圖四 甲一六六

- 12 ☒ 未得本始元年十月奉 ☒ 五〇・五 圖五三
13 ☒ 未得元平元年四月盡 ☒ 五四・四 圖六六 甲三七〇
14 ☒ 未得始元六年九月奉用錢七百廿 三六・七 圖二〇 甲二九七
15 ☒ 得始元六年十一月奉用錢四百八十 ☒ 五三・三 圖六六 甲三三七

甲三三七

e

- 1 廣谷縣長韓昌 未得本始三年正月盡三月奉用錢千八百
元鳳元年辛丑除 已得河內賦錢千八百
四九・八 圖六五 甲一八九四
2 ☒ 縣長李廣 五二・六 甲三〇一
元鳳二年十月辛亥除 ☒ 五五・二 圖六六 甲三三二
3 侯史張定 ☒ 一四・七 圖三三 甲九〇九
4 ☒ 卅二 未得 ☒ 一七・三
5 ☒ 已得兩月廿日奉帛一匹三丈三尺三寸直七百…… ☒ 一七・三
圖一五 甲一〇六七
6 ☒ 積一月奉用錢九百六十 ☒ 五六・三〇 圖六六 甲三五九
7 ☒ 用錢六百 ☒ 五二・三五 圖六六
f
1 右屬令史壽光廿五人 未得積廿三月廿九日奉用錢萬一千六百十
錢 三六・六 圖一七 甲二九五

- 2 始元六年十一月奉用錢六千 ☒ 九〇・四二九・三 圖九
甲五五三

dはローウェ氏ではTD5に分類する。

V 食 糧

イ「穀出入簿」

a

- 1 入粟五十石 受第二丞萬年 ☒ 一九・一〇 圖五五 甲二五〇
2 入粟十二石 四月庚戌受掾 ☒ 一九・四四 圖五五 甲二六七
3 入粟卅七石二斗七升 ☒ 令史 ☒ 一〇一・二二 圖五五
4 入粟廿一石九斗八升 史掾 ☒ 一九・三六 圖五五
5 入粟二百一十五石六斗大 ☒ 一〇一・七 圖五五 甲五九二
6 入粟卅石六斗 ☒ 一八・四六 圖五五
7 入粟六十三石三斗三升少 其卅三石三斗三升稊糧 三〇三・五〇
圖二六 甲一六〇九
8 ☒ 千秋入穀六十石六斗六升大直二千一百廿三・出錢千二百・凡
錢三千三百廿三 一九・三九二・九・六 圖五五
甲二五
9 ☒ 一兩三兩 ☒ 已入卅二石 ☒ 甲戌 ☒ 四五・七 圖五五 甲一八七
☒ 八斗三升

b

- 1 出麥五百八十八石八斗八升 以食田卒劇作六十六人五月盡八月
三〇三・三 圖二 甲一六〇
- 2 出麥卅一石 以食肩水卒九月十五日食少十五石 九月入
一〇一・一〇二・一 圖九 甲五五五
- 3 出麥七石八斗 以食吏々私從者二人六月盡八月
三〇三・九 圖二 甲一五七
- 4 出麥□十石六斗 以食田卒六人六月盡八月
三〇三・五 圖二六六
出穀卅七石七斗 其卅七石七斗麥 以食肩水庠候騎士十九人馬十
六匹牛二九月十五日食 三〇三・三 圖一 甲一五五
- 5 出麥五百□ 九〇・一 圖四九
- 6 出麥四百一十五石□斗 九〇・二 圖四九
- 7 出麥六十石 九〇・四 圖四九
- 8 出麥卅七石六斗 一八・三 圖九 甲一〇五七
- 9 出麥十四石一斗六 九〇・三 圖四九
- 10 出麥大石十石八斗 五三・二 圖七 甲一九五
- 11 出麥一石 一八・一四 圖一五 甲一〇五七
- 12 出藥百卅四斛 甲 十二月庚 四六・三 圖五 甲一八三
- 13 出穀十一石 五〇・一〇 圖三 甲三〇三
- 14 六石六斗四升 以食卒劇作卅二人 一九・三六 圖五 甲一七
- 15 石四斗 以食□□士吏 五三・三 圖四 甲三七
- 16 八斗一升 以粟 五三・二五 圖四

居延漢簡の集成三

- 18 □ 以食庠□胡騎二人五月食 一八・七 圖九 甲一〇四三
 - 19 □ 以食田卒劇作廿人六月盡八月 三〇三・六 圖三・六
 - 20 □ 以食九月□ 三〇三・三 圖七 甲一七五
 - 21 □ 二月食 四九・二 圖三 甲一八五
 - 22 出穀百卅三石 其十石八斗□ 三〇三・三A 圖三・六
…… 廿一石二斗□
 - 23 □□□三斗四升□□□ 出二石六斗六〇 凡□八石三斗七升
出三斗六升付亭四丞□解 七石二斗 爲□斗七升
三〇三・元 圖四九七 甲一六三
 - 24 凡出卅四石五斗四升大□其三石 一八・四 圖五 甲一〇九七
凡出卅四石五斗四升大□卅石九 一八・四 圖五 甲一〇九七
 - 25 □□□ 出□□ 十四石四斗 一八・四 圖七
- c
- 1 六月餘穀二千六百五十一石四斗 一八・四 圖三
□□□……
 - 2 □ 十二月餘穀十石 四九・一 圖四
 - 3 □□□負 定餘穀卅六石 一八・四 圖三 甲一〇四六
- d
- 1 五月丁巳粟小石百卅石 五〇・六 圖八 甲一〇五一
 - 2 □ 石六斗 其二石四斗粟 一〇三・二 圖四 甲五九
五百卅六石六斗……
- ローウェ氏はa、bのグループをTD4として一括している。

口「吏卒稟名簿」

b

1 肩水庠候騎士十人正月用食十七石四斗□□

三〇三・三 圖七

甲一六四

VI その他

ホ

a

1 □光二年六月丙戌除 遷缺令史□□□

四六・三 圖六 甲一〇二

2 □驛馬田官元鳳六年三月辟除□

一六・二六 圖一五 甲一〇七

チ

a

1 □馬一匹 □

九〇・元 圖四 甲五七

2 □□馬一匹 □

五〇三・四 圖六 甲一九四

3 □候馬一匹 □

九〇・三〇 圖四九

4 □馬一匹驛壯□剽齒九歲高五尺七寸

五〇・七 圖三 甲二〇六

5 □左剽齒五歲高五尺九寸 □

五〇四・二 圖七 甲一九七

6 □□駁乘兩剽齒十六□

一四・三 圖三 甲六六

a'

1 □□(力?)牛一黑牝左斬齒八歲□七尺八寸

四二・八 圖三

甲一八四

2 □牛一黑牝左斬齒三歲久左右□

五〇・六 圖七 甲一〇七一

3 □牛一黑特左斬齒八歲□七尺三寸□

五七・二四 圖八 甲三三

4 □牛一黑牝白頭左斬齒四歲 □

五三・六 圖七 甲三二八

5 □牛一黃□

五〇・三 圖八 甲三〇五

6 □一黑牝左斬齒□

二〇・元 圖三

7 □□橫一白牝左斬齒六 □

五〇・二 甲三八〇

8 □特左斬齒二歲□

五四・四 圖六 甲三六

9 □一黑牝左斬齒□

五五・一九 圖八 甲三八

10 □橫黑牝左斬齒□ □

五三・三 圖二〇 甲三六

11 □左斬齒六歲 □ □

五四・二 圖二〇

12 □齒五歲 左□萬□

五二・三 圖六 甲三三

13 □歲高五尺九寸 □

五四・三〇 圖八 甲三六

14 □尺七寸久左肩 □

五七・一六 圖八 甲三六

c

1 入菱廿石 □

一九・八 圖五

2 入傳馬食卅石八斗

三三・三 圖七 甲一九三

- 3 出麥大石三石四斗八升 閏月己丑食驛馬二匹盡丁酉□
四九・二 圖三 甲一八三
 - 4 出麥廿七石五斗二升 以食庠候驛馬二匹五月盡八月□
三三・二 圖六 甲二五七
 - 5 □以食候馬傳馬萃馬 四七・二 圖九 甲一八五
 - 6 □以食候馬積千二百三匹一斗二升 四九・一 圖三 甲一八四
 - 7 □二月庚戌食傳馬六匹盡戊午積九日粟二升 五三・一九〇 四五・八
圖九 甲二五三、一八七
 - 8 □三月積二百六十一匹率馬日食一斗八□ 五三・三 圖九 甲二五
 - 9 驛馬一匹 用食三石六斗 已得七十二石少七十八石六斗
一九・三 圖一五 甲二〇三
 - 10 候馬二匹 □ 五五・四 圖六 甲三三
- a は馬籍、a' は牛籍の類である。馬牛ともに毛色、性別、年齢、高さが記載されているが、特に性別と年齢の間に、馬については「剽」、牛については「斬」という記入がある。かつて沈元氏はこの字の意味を問題として取り上げたが、兩者の意味は互に似かよっているということ以上に明確な解釋を與えていない。これに對してローウェ氏は「斬」は角を斬ること、「剽」も同様に角に關係があるのではないかとしている。「剽」はなお疑問であるが、「斬」のばあい「左斬」といえば左の角を斬っているということであろうか。またa'の2、14にみえる「久左右」「久左肩」の「久」字について、ローウェ氏は假にこれを「灸」字に讀みかえてはどうかとして

いるのは、卓見である。「久」というのは、おそらく焼印を押すことと考えられる。ローウェ氏はa'をTD9に採録し、「剽」「斬」「久」についての解釋も、そこに述べられている。

ル

- 1 張掖郡肩水候官本始三年獄計 坐從軍□工官 二五・七 圖二〇
田卒淮陽郡萊商里高奉□ 已移家在所 甲二五七

ヲ

- 1 敦煌效穀宜王里瓊陽年廿八 軺車一乘馬一匹 閏月丙午南入 五五・三 圖七 甲一五八
- 2 居延計掾衛豐 子男居延平里衛良年十三 軺車一乘馬一匹四十二 月戊子北出 五五・三 圖七 甲一五九
- 3 □長□里張信 軺車一乘用馬一匹 十二月辛卯北出 五五・九 圖七 甲一九七
- 4 □軺車一乘馬一匹聊杜齒九高六尺 □□□南入 五五・六 圖七 甲一九七
- 5 通望縣戍卒宋晏 迎穀肩水 □五月廿六日入 五五・一四 圖七 甲一九六
- 6 長安假陽里閏月年十一 閏放復致北出 三月己巳南裔夫入虜亭 長出 三月壬申北虜亭長留出 五〇・二 圖八五 甲一九二

7 茂陵果成里侯普年卅 ☐☐☐
茂陵陽耀里段乘年廿五 驛牝馬一匹 十二月丁亥南入
關門出入の際の記録で、地灣出土簡の中にもみられる。ローウェ氏はTD8に分類する。

VII 附 録

イ

1 元鳳三年十月戊子朔戊子酒泉庫令安國以近次兼行太守事丞步遷謂過所縣河津請

遣 ☐官持 ☐☐☐家共 ☐☐謁丞從事金城張掖酒泉敦煌郡案家所占

畜馬二匹當

☐舍從者如律令／據勝胡卒史廣

1' 十月壬辰辛史 ☐

☐曰酒泉庫令印 (裏面)

三〇三・二AB 圖二、六 甲二五四AB

2 建平五年十二月辛卯朔庚寅東鄉齋夫護敢言之嘉平 ☐☐

☐☐☐☐☐案忠等毋官獄徵事謁移過所縣邑 ☐☐河津關 ☐☐敢

言之

2' 十二月辛卯祿福獄丞博行丞事移過所如律令／據海齊令史衆

祿福獄丞印 (裏面)

四九五・三二五六・二〇三AB 圖三、二

甲一八三AB

3 建平五年八月……廣明鄉齋夫客假佐玄敢言之善居里男子丘張自言與家買客田居
延都亭部欲取 ☐謹案張等更賦皆給當得取傳謁移居延如律令敢言之

3' ……丞印 (裏面) 五五・七 圖三、二 甲一九三AB

4 建平五年十月丁卯朔乙酉鄉齋夫 ☐

4' ☐☐丞印 ☐ (裏面) 四九五・一八 圖三、二

旅行者の身分證明書(案)である。1は公用旅行者用のもの、2以下は私用旅行者用のものである。⁽²³⁾

ロ

1 六日 甲 莫歸官 甲 癸 下餽歸 壬…… ☐
辰 戌 卯 酉 至官 寅

五三・五 圖六 甲一九三

曆の斷簡で、縦に月をとり、横に日をとって縦軸の月と横軸の日の交叉によって、その日の干支がわかるようにした、いわゆる横讀式のカレンダーである。⁽²⁴⁾當時のカレンダーには節氣や禁忌の日などを記入して日常生活の便に供するものが多く知られていたが、ここでは該當日の官吏の行動が記入されており、官吏のいわば行動表もしくは日程表として曆が使用されている。僅か一簡であるが、當時の曆の利用法を知る珍しい例として擧げておく。

むすび

以上、地灣、博羅松治、瓦因托尼、大灣の四か所の出土簡を取り上げ、帳簿類を中心に木簡の集成を試みた。はじめにも述べたように、一九七三年から七四年にかけて破城子や金關、保都格地方で新しく大量の木簡が発見されている。このたびの中國の發掘は、今のところこれら三か所にとどまっているが、將來は地灣、博羅松治、瓦因托尼、大灣地方まで再調査され、發掘が行われることも、あるいはあるであろうことを期待したい。

なお「居延漢簡の集成一、二」における破城子にはじまって、今回の地灣、博羅松治、瓦因托尼、大灣にいたるまで、從來出土地の判明している五つの地域について、帳簿類を中心とする出土簡の集成をほぼ完了した。しかもこれら五つの地域の中には候官をはじめ、際や都尉府が含まれている。それぞれに出土簡の数の多少の差はあっても、最前線の際、際をまとめる候官、更には候官を統べる都尉府にいたるまで、關係の木簡を集成し得たのは幸いであつた。

今後は、これらの資料を手がかりとして際や候官、都尉府などの實體と機能の解明のほか、とりわけ帳簿の作成過程の分析を中心に、漢代の帳簿行政の實態を具體的に解明する仕事が残されている。これらの問題の解明を次の課題として筆を擱くことにする。

注

- (1) 拙稿「居延漢簡の集成一、二」東方學報 京都四六、四七 一九七四。
- (2) 陳夢家「漢簡考述」考古學報一九六三——。
- (3) 注(1)の拙稿「居延漢簡の集成一」を参照。
- (4) 龔偉超「略釋漢代獄辭文例——一份治獄材料初探」(文物一九七八——)を参照。
- (5) 森鹿三「居延漢簡とくにウラン・ドルベルジン出土簡について」史林四四——三、一九六一(同『東洋學研究、居延漢簡篇』東洋史研究叢刊三——、一九七五所收)。
- (6) Bo Sommarström; *Archaeological Researches in the Edsen-Gol Region, Inner Mongolia*. 2 vols. Stockholm 1956-58.
- (7) 注(1)の拙稿「居延漢簡の集成一」において、aを簿檢としたのは誤りで、これは楊(付札)とすべきである。
- (8) 藤枝晃「長城のまもり」自然と文化別編Ⅱ、一九五五、二七三——七四頁。
- (9) 注(8)の藤枝論文の二八九頁。
- (10) Michael Loewe; *Records of Han Administration*. 2 vols. Cambridge 1967. 以下同じ。
- (11) 大庭脩「漢代における功次による昇進について」(東洋史研究二二——三、一九五三)を参照。
- (12) 符および後述の條については大庭脩「漢代の關所とパスポート」(關西大學東西學術研究所論叢一六、一九五四) および拙稿「圖書、文書」(林巳奈夫編『漢代の文物』京都大學人文科學研究所一九七七、第一章、第二節)を参照。
- (13) 注(12)を参照。
- (14) 注(2)の陳氏論文によると博羅松治では三四六枚が発見されたと推定している。
- (15) 勞榘『居延漢簡考證』烽燧二。

(16) 博羅松治出土簡の上番號のうち、著錄に木簡のみえないものは次のとおりである。

三五六、三五九、三六〇、三六一、三六三、三六四、三六六、三六七、三六九、三七三、三七四、三七五、三七六、三七八、三七九、三八〇、三八二、三八三、三八六、三八八、三八九、三九〇、三九一、三九七、三九九、四〇〇、四〇二、四〇四、四〇六、四〇九、四一六、四一七、四二二、四二三、四二五、四二六、四三四、四四一、四四四、四五三、四七〇、四七一。

(17) 注(2)の陳氏論文を参照。

(18) 森鹿三「居延漢簡の集成——とくに第二亭食簿について——」『東方學報京都二九、一九五九(同『東洋學研究、居延漢簡篇』東洋史研究叢刊三三一、一九七五所収)。

(19) 原簡番號は八八八・一二とあるも、四八八・一二の誤りと考えられる。

(20) 注(2)の陳氏論文を参照。

(21) 注(8)の藤枝論文の二八六頁を参照。

(22) 沈元「居延漢簡牛籍考釋」考古一九六二・一八。

(23) 注(12)を参照。

(24) 森鹿三「居延出土の漢曆について」『史學』三二、一九六一(同『東洋學研究、居延漢簡篇』東洋史研究叢刊三三一、一九七五所収)。

および注(12)の拙稿を参照。

(この編の研究には昭和五三年度文部省科學研究費「秦漢簡牘資料の古文書學的研究」を使用した)